

二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領

令和5年9月6日 5消安第3182号
農林水産省消費・安全局長通知

(目的及び定義)

- 第1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）、輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号。以下「規程」という。）及び輸出検査実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5904号消費・安全局長通知。以下「輸出検査実施要領」という。）の規定による輸出植物等の検査（以下「輸出検査」という。）のうち、二国間協議に係る生果実について、齊一かつ円滑に実施するため、この要領を定める。
- 2 この要領で「対象生果実」とは、**各別紙の第1**に定める生果実をいう。
- 3 対象生果実ごとに、本要領の適用範囲を**各別紙の第2**に定める。
- 4 この要領で「検疫対象有害動植物」とは、**各別紙の第3**に定める有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）をいい、「高リスク有害動植物」とは、検疫対象有害動植物のうち、規程第1条第1号の植物の栽培地における検査（以下「栽培地検査」という。）において発生が確認された場合、直ちに不適合とされる有害動植物をいい、「中リスク有害動植物」とは、検疫対象有害動植物のうち、高リスク有害動植物以外の有害動植物をいう。
- 5 この要領で「防除暦等」とは、都道府県及び地域の農業協同組合その他の団体が定める防除指針及び防除暦をいう。
- 6 この要領で「異常果実」とは、有害動植物の寄生果のほか、奇形果、傷果、腐敗果その他有害動植物が寄生しているおそれのある果実をいう。

(生産園地・生産施設の登録)

- 第2 対象生果実の生産者又は生産者が属する地域の生産者団体等の責任者（以下「管理者」という。）は、毎年、都道府県等の指導の下、**各別紙の第4**に掲げる登録要件を満たす生産園地又は生産施設について、それらの登録を申請するものとする。
- 2 管理者は、前項による申請に当たって、生産園地・生産施設登録申請書（第1号様式）を作成の上、当該生産園地、生産施設の所在する都道府県に提出するものとする。なお、管理者が、生産園地・生産施設登録申請書の記載内容を変更する場合には、直ちに修正した生産園地・生産施設登録申請書を当該都道府県に提出するものとする。
- 3 都道府県は、前項又は4の生産園地・生産施設登録申請書を地域ごとに取りまとめ、**各別紙の第5**に掲げる期日までに、**同第5**に掲げる書類を添付して、当該都道府県を管

轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官に提出するものとする。

- 4 植物防疫官は、前項の生産園地・生産施設登録申請書及び添付書類（以下「生産園地・生産施設登録申請書等」という。）の確認の結果、必要があると認めた場合は、都道府県に対し、生産園地・生産施設登録申請書等の修正を求めるものとする。
- 5 植物防疫官は、3の生産園地・生産施設登録申請書に記載される生産園地又は生産施設が各別紙の第4の登録要件を満たすことを確認した場合は、当該生産園地又は生産施設を登録生産園地又は登録生産施設として登録の上、登録生産園地・登録生産施設一覧表（第2号様式）に記載し、当該登録生産園地・登録生産施設一覧表を2年間保管するものとする。また、植物防疫官は、各別紙の第4の登録要件に生産地域の指定がある場合は、3の生産園地・生産施設登録申請書の備考欄に記載された地域を指定生産地域として指定するものとする。
- 6 植物防疫官は、3の都道府県に対し、前項の登録生産園地・登録生産施設一覧表から当該都道府県以外を所在地とする登録生産園地及び登録生産施設の情報削除した一覧表を通知するものとする。
- 7 植物防疫官は、2の生産園地・生産施設登録申請書の栽培地検査申請先欄に登録検査機関（都道府県以外の登録検査機関名）が記載されている場合は、当該登録検査機関に、当該登録生産園地又は生産施設の登録番号を通知するものとする。
- 8 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、5の登録生産園地・登録生産施設一覧表を、各別紙の第6に掲げる期日までに、同第6に掲げる書類を添付して、消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）に提出するものとする。
- 9 植物防疫課長は、各別紙の第7に掲げる期日までに、同第7に掲げる書類を添付して、登録生産園地・登録生産施設一覧表を輸入国の植物防疫機関に提出するものとする。
- 10 植物防疫課長は、輸入国の植物防疫機関から、登録生産園地又は登録生産施設について、情報提供の要請があった場合には、当該要請に応じて、必要な書類を提出するものとする。
- 11 植物防疫官は、5による登録後に、登録生産園地又は登録生産施設が各別紙の第4の登録要件を満たしていないことを確認した場合は、当該登録生産園地又は登録生産施設の管理者に対し、改善措置を指導するものとし、当該管理者がその指導に従わない場合は、当該登録生産園地又は登録生産施設の登録を取り消し、5の登録生産園地・登録生産施設一覧表を変更するものとする。
- 12 前項により、登録生産園地・登録生産施設一覧表を変更した場合は、6から9に準じて、速やかに変更後の登録生産園地・登録生産施設一覧表の通知等を行うものとする。

(選果こん包施設の登録)

- 第3 対象生果実について、選果こん包を行う施設（以下「選果こん包施設」という。）の責任者は、選果こん包施設登録申請書（第3号様式）を当該選果こん包施設の所在する都道府県に提出するものとする。
- 2 都道府県は、前項の選果こん包施設登録申請書を取りまとめ、**各別紙の第8**に掲げる期日までに、**同第8**に掲げる書類を添付して、当該都道府県を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。
- 3 植物防疫官は、当該選果こん包施設が次に掲げる登録要件を満たしていることを確認した場合は、当該選果こん包施設を登録選果こん包施設として登録の上、登録選果こん包施設一覧表（第4号様式）に記載し、登録選果こん包施設一覧表を2年間保管するものとする。
- (1) 検疫対象有害動植物の侵入を防ぐ構造を有していること。
 - (2) 選果のための十分な照明設備及び選果設備を有していること。
 - (3) 定期的な清掃が行われており、その記録が保管されていること。
 - (4) 夜間作業が行われる場合は、当該選果こん包施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆により、ガルの侵入を防止できること。ただし、検疫対象有害動植物にガルを含まない対象生果実の選果こん包施設については、この限りでない。
 - (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、**各別紙の第9**に掲げる要件を満たすこと。
- 4 植物防疫官は、2の都道府県に対し、前項の登録選果こん包施設一覧表から、当該都道府県以外を所在地とする登録こん包施設の情報を削除した一覧表を通知するものとする。
- 5 植物防疫所長は、3の登録選果こん包施設一覧表について、**各別紙の第10**に掲げる期日までに、**同第10**に掲げる書類を添付して、植物防疫課長に提出するものとする。
- 6 植物防疫課長は、前項の登録選果こん包施設一覧表を取りまとめ、**各別紙の第11**に掲げる期日までに、**同第11**に掲げる書類を添付して、輸入国の植物防疫機関に提出するものとする。
- 7 植物防疫課長は、輸入国の植物防疫機関から、登録選果こん包施設について、情報提供の要請があった場合には、当該要請に応じて、必要な書類を提出するものとする。
- 8 植物防疫官は、5の登録選果こん包施設の一覧表のうち、責任者氏名及び選果技術員氏名以外の項目について、植物防疫所のホームページで公表するものとする。ただし、1の選果こん包施設登録申請書の施設情報の公表の可否欄に、否と記載されている場合は除く。
- 9 植物防疫官は、3による登録後に、登録選果こん包施設が3の登録要件を満たしていないことを確認した場合は、当該登録選果こん包施設の責任者に対し、改善措置を指導するものとし、当該責任者がその指導に従わないときは、当該登録選果こん包施設の登

録を取り消し、3の登録選果こん包施設一覧表を変更するものとする。

- 10 前項により、登録選果こん包施設一覧表を変更した場合は、4から6及び8に準じて、速やかに変更後の登録選果こん包施設一覧表の通知等を行うものとする。

(保管施設の登録)

第4 登録選果こん包施設以外の保管施設（以下「保管施設」という。）で対象生果実の保管を行う場合は、保管施設の責任者は、保管施設登録申請書（第5号様式）を当該保管施設の所在する都道府県に提出するものとする。

- 2 都道府県は、前項の保管施設登録申請書を取りまとめ、**各別紙の第12**に掲げる期日までに、**同第12**に掲げる書類を添付して、当該都道府県を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

- 3 植物防疫官は、前項により保管施設登録申請書の提出を受けた場合であって、当該保管施設が次に掲げる登録要件を満たしていることを確認したときは、当該保管施設を登録保管施設として登録の上、登録保管施設一覧表（第6号様式）に記載し、当該登録保管施設一覧表を2年間保管するものとする。

(1) 検疫対象有害動植物の侵入を防ぐ構造を有していること。

(2) 定期的な清掃が行われており、その記録が保管されていること。

(3) 夜間作業が行われる場合は、当該保管施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆により、ガ類の侵入を防止できること。ただし、検疫対象有害動植物にガ類を含まない対象生果実の保管施設については、この限りでない。

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、**各別紙の第13**に掲げる登録要件を満たすこと。

- 4 植物防疫官は、2の都道府県に対し、前項の登録保管施設一覧表から当該都道府県以外を所在地とする登録保管施設の情報を削除した一覧表を通知するものとする。

- 5 植物防疫所長は、3の登録保管施設一覧表について、**各別紙の第14**に掲げる期日までに、**同第14**に掲げる書類を添付して、植物防疫課長に提出するものとする。

- 6 植物防疫課長は、前項の登録保管施設一覧表を取りまとめ、**各別紙の第15**に掲げる期日までに、**同第15**に掲げる書類を添付して、輸入国の植物防疫機関に提出するものとする。

- 7 植物防疫課長は、輸入国の植物防疫機関から、登録保管施設について、情報提供の要請があった場合には、当該要請に応じて、必要な書類を提出するものとする。

- 8 植物防疫官は、3による登録後に、登録保管施設が3の登録要件を満たしていないことを確認した場合は、当該登録保管施設の責任者に対し、改善措置を指導するものとし、当該責任者がその指導に従わないときは、当該登録保管施設の登録を取り消し、3の登録保管施設一覧表を変更するものとする。

- 9 前項により、登録保管施設一覧表を変更した場合は、4から6に準じて、速やかに変更後の登録保管施設一覧表の通知等を行うものとする。

(低温処理施設の登録)

- 第5 対象生果実について、低温処理を行う施設（以下「低温処理施設」という。）の責任者は、低温処理施設登録申請書（第7号様式）を当該低温処理施設の所在する都道府県に提出するものとする。
- 2 都道府県は、前項の低温処理施設登録申請書を取りまとめ、**各別紙の第16**に掲げる期日までに、**同第16**に掲げる書類を添付して、当該都道府県を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。
- 3 植物防疫官は、前項により低温処理施設登録申請書の提出を受けた場合であって、当該低温処理施設が**各別紙の第17**に定める登録要件を満たしていることを確認したときは、当該低温処理施設を登録低温処理施設として登録の上、登録低温処理施設一覧表（第8号様式）に記載し、当該登録低温処理施設一覧表を2年間保管するものとする。
- 4 植物防疫官は、都道府県に対し、前項の登録低温処理施設一覧表から当該都道府県以外を所在地とする登録低温処理施設の情報を削除した一覧表を通知するものとする。
- 5 植物防疫所長は、3の登録低温処理施設一覧表について、**各別紙の第18**に掲げる期日までに、**同第18**に掲げる書類を添付して、植物防疫課長に提出するものとする。
- 6 植物防疫課長は、前項の登録低温処理施設一覧表を取りまとめ、**各別紙の第19**に掲げる期日までに、**同第19**に掲げる書類を添付して、輸入国の植物防疫機関に提出するものとする。
- 7 植物防疫課長は、輸入国の植物防疫機関から、登録低温処理施設について、情報提供の要請があった場合には、当該要請に応じて、必要な書類を提出するものとする。
- 8 植物防疫官は、3による登録後に、当該登録低温処理施設が**各別紙の第17**の登録要件を満たしていないことが判明した場合は、当該登録低温処理施設の責任者に対し、改善措置を指導するものとし、当該責任者がその指導に従わないときは、当該登録低温処理施設の登録を取り消し、3の登録低温処理施設一覧表を変更するものとする。
- 9 前項により、登録低温処理施設一覧表を変更した場合は、4から6に準じて、速やかに変更後の登録低温処理施設一覧表の通知等を行うものとする。

(くん蒸処理施設の登録)

- 第6 対象生果実について、くん蒸処理を行う施設（以下「くん蒸処理施設」という。）の責任者は、くん蒸処理施設登録申請書（第9号様式）を、当該くん蒸処理施設の所在する都道府県に提出するものとする。
- 2 都道府県は、前項のくん蒸処理施設登録申請書を取りまとめ、**各別紙の第20**に掲げ

る期日までに、**同第 20**に掲げる書類を添付して、当該都道府県を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

- 3 植物防疫官は、前項によりくん蒸処理施設登録申請書の提出を受けた場合であって、当該くん蒸処理施設が**各別紙の第 21**に掲げる登録要件を満たしていることを確認したときは、当該くん蒸処理施設を登録くん蒸処理施設として登録の上、登録くん蒸処理施設一覧表（第 10 号様式）に記載し、当該登録くん蒸処理施設一覧表を 2 年間保管するものとする。
- 4 植物防疫官は、都道府県に対し、前項のくん蒸処理施設一覧表から当該都道府県以外を所在地とする登録くん蒸処理施設の情報を削除した一覧表を通知するものとする。
- 5 植物防疫所長は、3 の登録くん蒸処理施設一覧表について、**各別紙の第 22**に掲げる期日までに、**同第 22**に掲げる書類を添付して、植物防疫課長に提出するものとする。
- 6 植物防疫課長は、くん蒸処理施設一覧表を取りまとめ、前項の**各別紙の第 23**に掲げる期日までに、**同第 23**に掲げる書類を添付して、輸入国の植物防疫機関に提出するものとする。
- 7 植物防疫課長は、輸入国の植物防疫機関から、登録くん蒸処理施設について、情報提供の要請があった場合には、当該要請に応じて、必要な書類を提出するものとする。
- 8 植物防疫官は、3 による登録後に、当該登録くん蒸処理施設が**各別紙の第 21**の登録要件を満たしていないことが判明した場合は、当該登録くん蒸処理施設の責任者に対し、改善措置を指導するものとし、その指導に従わないときは、当該登録くん蒸処理施設の登録を取り消し、3 の登録くん蒸施設一覧表を変更するものとする。
- 9 前項により、くん蒸処理施設一覧表を変更した場合は、4 から 6 に準じて、速やかに変更後のくん蒸処理施設一覧表の通知等を行うものとする。

（栽培地検査）

第 7 対象生果実について、栽培地検査を受けようとする者（以下「栽培地検査申請者」という。）は、その受けようとする栽培地検査の実施場所を管轄する植物防疫所の植物防疫官又は栽培地検査の登録を行った登録検査機関（その登録に係る検査を行う区域に当該栽培地検査の実施場所を含むものに限る。）に対し、栽培地検査申請書（植物防疫官への申請にあつては輸出検査実施要領の様式第 1 号、登録検査機関への申請にあつては業務規程（法第 10 条の 9 第 1 項及び登録検査機関の登録等実施要領（令和 5 年 2 月 20 日付け 4 消安第 5910 号消費・安全局長通知。以下「登録等実施要領」という。）第 3 の 1 に規定するものをいう。以下同じ。）に定める様式をいう。以下同じ。）を、**各別紙の第 5**に掲げる期日及び添付書類を準用して、原則として農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を通じて提出するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、栽培地検査申請者が、第 2 の 3 の植物防疫所の植物防疫官に対して当該検査の申請を行う場合又は第 2 の 2 の都道府県が登録検査機関として対象生

果実の栽培地検査に係る登録を行っている場合であって、当該都道府県に栽培地検査の申請を行う場合は、第2の2の生産園地・生産施設登録申請書の栽培地検査申請先欄に、次のとおり記載することにより、当該申請に代えることができるものとする。

(1) 植物防疫官（第2の3の植物防疫所名）

(2) 登録検査機関（第2の2の都道府県名）

- 3 前項の場合、栽培地検査申請者は、栽培地検査申請書に記載される記載に当たっての留意事項等を遵守し、検査試料を無償で提供することに同意するものとする。
- 4 栽培地検査申請者が、1又は2の栽培地検査申請書、生産園地・生産施設登録申請書及びその添付書類（以下「栽培地検査申請書等」という。）の記載内容を変更する場合には、直ちに修正した栽培地検査申請書等を、1又は2に準じて、植物防疫官又は登録検査機関に提出するものとする。
- 5 植物防疫官及び登録検査機関は、1、2又は前項の栽培地検査申請書等の確認の結果、必要があると認めた場合は、栽培地検査申請者に対しそれらの修正を求めるものとする。
- 6 植物防疫官は、前項の確認の結果、栽培地検査の申請を受け付けた場合は、提出された栽培地検査申請書又は生産園地・生産施設登録申請書に、申請番号として、自所の統計・担当所コードに、Fの英文字及び8桁の任意番号を続けたものを付すものとする。
(例：000-F-00000001)
- 7 登録検査機関は、5による確認の結果、栽培地検査の申請を受け付けた場合は、提出された栽培地検査申請書又は生産園地・生産施設登録申請書に、業務規程に定める方式により申請番号を付すものとする。
- 8 補助員又は登録検査機関は、登録生産園地又は登録生産施設において、**各別紙の第24**の検査等を行い、検査の結果を**各別紙の別記様式**に定める検査成績表に記録するものとする。ただし、補助員が設置されていない場合は、植物防疫官が自ら当該検査を実施し、検査成績表に記録するものとする。
- 9 補助員は、前項の検査成績表を、植物防疫官に提出するものとする。
- 10 植物防疫官は、前項の補助員から提出された検査成績表（8の検査を植物防疫官自ら実施した場合は、当該検査結果を記録した検査成績表）を、登録検査機関は8の検査成績表を踏まえて、**各別紙の第25**の検査等を実施し、当該検査の結果を検査成績表に記載するものとする。なお、植物防疫官は、当該検査の実施に際しては、補助員に立会いを求めることができる。
- 11 植物防疫官、補助員及び登録検査機関は、8又は10の検査を実施する場合は、その日程を、あらかじめ栽培地検査申請者に通知するものとし、栽培地検査申請者又はその代理人は、これらの検査に立ち会うものとする。

(栽培地検査報告書の交付)

第8 植物防疫官又は登録検査機関は、第7の6又は7により申請を受け付けた栽培地検

査申請書等に記載される対象生果実の登録生産園地又は登録生産施設が、第7の10の検査成績表（ただし、第7の10を適用しない対象生果実の場合は、第7の8又は9の検査成績表。）により、次に掲げる要件を全て満たすかどうかの確認を行い、全て満たす場合にあっては適合、いずれかを満たさない場合にあっては不適合と栽培地検査報告書（植物防疫官にあっては輸出検査実施要領様式第8号、登録検査機関にあっては業務規程に定める様式によるものであって、電磁的記録を含む。以下同じ。）に記載し、第7の1又は2の栽培地検査申請者に対し、交付するものとする。

- (1) 高リスク有害動植物が確認されないこと。
 - (2) 中リスク有害動植物が確認されないこと又は中リスク有害動植物が低密度であること（防除措置により低密度となった場合を含む。）。
 - (3) **各別紙の第4**の登録要件を満たしていること。
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、**各別紙の第26**に掲げる要件を満たしていること。
- 2 植物防疫官及び登録検査機関は、栽培地検査報告書の備考欄に、次に掲げる内容を記載するものとする。
- (1) 登録生産園地又は登録生産施設の登録番号
 - (2) (1) に掲げるもののほか、**各別紙の第27**に掲げる内容

（栽培地検査結果による登録の取消し）

- 第9 補助員又は登録検査機関は、栽培地検査により**各別紙の第28**に掲げる有害動植物を確認した場合は、その旨を当該栽培地検査の実施場所を管轄する植物防疫所の植物防疫官に速やかに報告するものとする。
- 2 植物防疫官は、前項の報告又は自ら実施する栽培地検査において、**各別紙の第28**に掲げる有害動植物を確認した場合は、**同第28**に掲げる措置を行うものとする。
- 3 **各別紙の第28**の措置として、生産園地又は生産施設の登録が取り消された場合は、第2の6から9に準じて、速やかに変更後の登録生産園地・登録生産施設一覧表の通知等を行うものとする。

（収穫に当たっての遵守事項）

- 第10 生産者は、登録生産園地又は登録生産施設において対象生果実を収穫及び運搬等をする際には、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 対象生果実とそれ以外の生果実の収穫作業を同時に行わないこと。
 - (2) 異常果実を徹底して除去すること。
 - (3) 収穫した対象生果実を運搬する際は、トレーサビリティが保たれる方法で運搬すること。

(選果こん包の実施)

第 11 登録選果こん包施設における対象生果実の選果こん包等は、次に掲げる内容により実施するものとする。

- (1) 登録生産園地又は登録生産施設で生産された対象生果実を選果すること。
 - (2) 選果こん包作業の開始前に登録選果こん包施設の清掃を行うこと。
 - (3) 登録選果こん包施設に異常果実、土、枝葉の混入がないようにすること。
 - (4) 異常果実等が発見された場合には、選別後直ちに登録選果こん包施設外へ搬出し、廃棄すること。
 - (5) 対象生果実とそれ以外の生果実の選果こん包を同時に行わないこと。
 - (6) 対象生果実とそれ以外の生果実を隔離して保管及び輸送すること。
 - (7) 夜間に選果こん包等を実施する場合は、登録選果こん包施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆により、ガ類の侵入防止措置を講ずること。ただし、検疫対象有害動植物にガ類を含まない対象生果実のこん包施設については、この限りでない。
 - (8) 対象生果実のこん包に用いる容器包装は、未使用で清潔であること。
 - (9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、**各別紙の第 29**に掲げる内容を実施すること。
- 2 登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が前項に掲げる内容を全て満たして行われたと認める場合は、選果こん包実施報告書（第 11 号様式。以下「実施報告書」という。）を、対象生果実の輸出者（選果こん包の実施依頼者を含む。）等に交付するものとする。
- 3 登録選果こん包施設の責任者は、前項の選果こん包実施報告書の写しを、当該登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に、原則として eMAFF を通じて提出するものとする。
- 4 選果技術員は、登録選果こん包施設において、**各別紙の第 30**に掲げる有害動植物の発生を認めた場合は、速やかに当該登録選果こん包施設の責任者及び登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に対し、その旨を報告するものとする。
- 5 植物防疫官が、前項による報告を受けた場合であって、当該動植物が**各別紙の第 30**に掲げる有害動植物であると認めるときは、**同第 30**に掲げる措置を行うものとする。
- 6 **各別紙の第 30**の措置として、登録生産園地・登録生産施設一覧表又は登録選果こん包施設一覧表を変更した場合は、第 2 の 6 から 9 又は第 3 の 4 から 6 及び 8 に準じて、速やかに変更後の登録生産園地・登録生産施設一覧表又は登録保管施設一覧表の通知等を行うものとする。

(低温処理の実施)

第 12 対象生果実の低温処理は、登録低温処理施設において、**各別紙の第 31**に掲げる内

容（植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否、低温処理条件等をいう。以下同じ。）により行うものとする。

- 2 登録低温処理施設の責任者又は低温処理の実施者は、低温処理が各別紙の第 31 に掲げる内容を全て満たして行われたと判断した場合には、当該低温処理の内容が記載された低温処理実施記録表（第 12 号様式）を作成し、低温処理の実施を依頼した者等に交付するものとする。

（くん蒸処理の実施）

第 13 対象生果実のくん蒸処理は、登録くん蒸処理施設において、各別紙の第 32 に掲げる内容（植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否、くん蒸処理条件等をいう。以下同じ。）により行うものとする。

- 2 登録くん蒸処理施設の責任者又はくん蒸処理を実施した者は、当該くん蒸処理が各別紙第 32 に掲げる内容を全て満たして行われたと判断した場合には、その内容が記載されたくん蒸処理実施記録表（第 13 号様式）を作成し、当該くん蒸処理の実施を依頼した者等に交付するものとする。

（消毒検査及び精密検査）

第 14 各別紙の第 31 に掲げる内容による低温処理、同第 32 に掲げる内容によるくん蒸処理若しくは同第 33 に掲げる内容（植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否、消毒条件等をいう。以下同じ。）による消毒に係る検査（規程第 1 条第 2 号の消毒に関する検査をいう。以下「消毒検査」という。）又は同第 34 に掲げる内容による精密検査（規程第 1 条第 3 号の遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査をいう。以下同じ。）を受けようとする者（以下「消毒検査又は精密検査の申請者」という。）は、その受けようとする検査の実施場所を管轄する植物防疫所の植物防疫官又はその受けようとする検査の検査区分について登録をされている登録検査機関（その登録に係る検査を行う区域に当該消毒検査又は精密検査の実施場所を含むものに限る。）に対し、消毒検査申請書（植物防疫官への申請にあつては輸出検査実施要領様式第 2 号、登録検査機関への申請にあつては業務規程に定める様式をいう。以下同じ。）又は精密検査申請書（植物防疫官への申請にあつては輸出検査実施要領様式第 3 号、登録検査機関への申請にあつては業務規程に定める様式をいう。以下同じ。）を、同第 35 に掲げる書類を添付して、原則として eMAFF を通じて提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、消毒検査又は精密検査の申請が、第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と同一の植物防疫所の植物防疫官に対して行われる場合は、規則第 23 条の規定による検査申請書（規則第 12 号様式。以下「輸出検査申請書」という。）の備考欄（輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）にあつては、記事

欄。次項において同じ。)に消毒検査申請書又は精密検査申請書に定める事項を転記することをもって当該申請に代えることができるものとする。

- 3 前項の場合、消毒検査又は精密検査の申請者は、輸出検査実施要領又は業務規程で定める消毒検査申請書又は精密検査申請書に記載される記載に当たっての留意事項等を遵守するものとし、検査試料を無償で提供することに同意するものとする。
- 4 消毒検査又は精密検査の申請者が、1又は2の消毒検査申請書、精密検査申請書、輸出検査申請書及びその添付書類（以下「消毒検査申請書等」という。）の記載内容を変更する場合には、直ちに修正した消毒検査申請書等を、1又は2に準じて、当該植物防疫所の植物防疫官又は登録検査機関に提出するものとする。
- 5 植物防疫官又は登録検査機関は、1、2又は前項の消毒検査申請書等の確認を行い、必要があると認めた場合は、消毒検査又は精密検査の申請者に対し、それらの修正を求めものとする。
- 6 植物防疫官は、前項の確認の結果、消毒検査又は精密検査の申請を受け付けた場合は、提出された消毒検査申請書、精密検査申請書又は輸出検査申請書に、申請番号として、自所の統計・担当所コードに、消毒検査はG、精密検査はHの英文字及び8桁の任意番号を続けたものを付すものとする。（例：000-G-00000001）
- 7 登録検査機関は、5の確認の結果、消毒検査又は精密検査の申請を受け付けた場合は、提出された消毒検査申請書又は精密検査申請書に、業務規程に定める方式により申請番号を付すものとする。
- 8 植物防疫官又は登録検査機関は、消毒検査又は精密検査の申請者に、あらかじめ消毒検査又は精密検査を実施する期日、場所並びに立会いを要する場合にはその旨及びその際に必要となる措置の内容を、原則 eMAFF を通じて通知するものとする。
- 9 植物防疫官又は登録検査機関は、消毒検査又は精密検査の結果、6又は7により申請を受け付けた消毒検査申請書、精密検査申請書又は輸出検査申請書に記載の番号が付された行ごとに、対象生果実が当該消毒検査又は精密検査の内容に適合しているかの確認を行い、適合又は不適合の結果を消毒検査報告書又は精密検査報告書（植物防疫官にあっては輸出検査実施要領様式第9号又は第10号、登録検査機関にあっては業務規程に定める様式によるものであって、電磁的記録を含む。以下同じ。）に記載するものとする。
- 10 植物防疫官又は登録検査機関は、前項の消毒検査報告書又は精密検査報告書を消毒検査又は精密検査の申請者に対し、原則として eMAFF を通じて交付するものとする。ただし、2により、これらの検査の申請が第16の1の植物検疫証明書の交付の申請と併せて行われた場合であって、NACCS等により消毒検査報告書又は精密検査報告書に記載すべき事項の記録が行われているときは、この交付を要しない。

(目視検査)

- 第 15 規程第 1 条第 4 号の植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査（以下「目視検査」という。）を受けようとする者（以下「目視検査申請者」という。）は、その受けようとする目視検査の実施場所を管轄する植物防疫所の植物防疫官又は目視検査の登録を行った登録検査機関（その登録に係る検査を行う区域に当該目視検査の実施場所を含むものに限る。）に対し、目視検査申請書（植物防疫官への申請にあつては輸出検査実施要領様式第 4 号、登録検査機関への申請にあつては業務規程に定める様式をいう。以下同じ。）に、**各別紙の第 36**に掲げる書類を添付して、原則として eMAFF を通じて提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、目視検査申請が、第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と同一の植物防疫所の植物防疫官に対して行われる場合は、輸出検査申請書の提出をもって当該申請に代えることができるものとする。
 - 3 前項の場合、目視検査申請者は、目視検査申請書に記載される記載に当たっての留意事項等を遵守し、検査試料を無償で提供することに同意するものとする。
 - 4 目視検査申請者が、1 又は 2 の目視検査申請書、輸出検査申請書又はその添付書類（以下「目視検査申請書等」という。）の記載内容を変更する場合には、直ちに修正した目視検査申請書等を、1 又は 2 に準じて、当該植物防疫所の植物防疫官又は登録検査機関に提出するものとする。
 - 5 植物防疫官又は登録検査機関は、1、2 又は前項の目視検査申請書等の確認を行い、必要があると認めた場合は、目視検査申請者に対しそれらの修正を求めるものとする。
 - 6 植物防疫官は、前項の確認の結果、目視検査の申請を受け付けた場合は、提出された目視検査申請書又は輸出検査申請書に、申請番号として、自所の統計・担当所コードに、I の英文字及び 8 桁の任意番号を続けたものを付すものとする。（例：000-I-00000001）
 - 7 登録検査機関は、5 の確認の結果、目視検査の申請を受け付けた場合は、提出された目視検査申請書に、業務規程に定める方式により申請番号を付すものとする
 - 8 植物防疫官又は登録検査機関は、目視検査申請者に、あらかじめ目視検査を実施する期日、場所並びに立会いを要する旨及びその際に必要となる措置の内容を、原則 eMAFF を通じて通知するものとする。
 - 9 目視検査は、次に掲げる内容により実施するものとする。
 - (1) 十分な明るさを確保した上で、他の荷口と混ざらないように配慮の上実施するものとする。
 - (2) 集荷地で実施する場合は、安全に実施できるよう、目視検査申請者又はその代理人に対し必要な指示をするものとする。
 - (3) 目視検査申請書に記載された梱数、数量、表示等が、申請荷口と同一であることを確認するものとする。

- (4) 輸出時の荷姿の状態を確認するとともに、**各別紙の第 37**に規定する検査荷口から、検査抽出数量を無作為に抽出し、有害動植物、土、茎葉等の有無について目視で確認するものとする。
- 10 目視検査の適合の基準は、次のとおりとする。
- (1) 検疫対象有害動植物が認められないこと。
 - (2) 土、枝葉等の混入がないこと。
 - (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、**各別紙の第 38**に掲げる基準を満たすこと。
- 11 植物防疫官又は登録検査機関は、検査荷口ごとに、対象生果実が前項の基準に適合しているかの確認を行い、その結果を記載した目視検査報告書（植物防疫官にあっては輸出検査実施要領第 11 号、登録検査機関にあっては業務規程に定める様式によるものであって、電磁的記録を含む。以下同じ。）を目視検査申請者に交付するものとする。ただし、2 により、目視検査の申請が第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請に併せて行われた場合であって、NACCS 等により目視検査報告書に記載すべき事項の記録が行われている場合には、この交付を要しない。
- 12 登録検査機関は、目視検査により**各別紙の第 39**に掲げる有害動植物を確認した場合は、速やかにその旨を当該目視検査の実施場所を管轄する植物防疫所の植物防疫官に報告するものとする。
- 13 植物防疫官が、前項の報告又は自ら実施する目視検査において、**各別紙の第 39**に掲げる有害動植物を確認した場合は、**同第 39**に掲げる措置を行うものとする。
- 14 **各別紙の第 39**の措置として、登録生産園地・登録生産施設一覧表又は登録選果こん包施設一覧表を変更した場合は、第 2 の 6 から 9 又は第 3 の 4 から 6 及び 8 に準じて、速やかに変更後の登録生産園地・登録生産施設一覧表又は登録選果こん包施設一覧表の通知等を行うものとする。

(植物検疫証明書の交付)

- 第 16 法第 10 条第 3 項に基づく植物検疫証明書の交付を受けようとする者（以下「植物等輸出検査申請者」という。）は、交付を希望する植物防疫所の植物防疫官に対し、輸出検査申請書（規則第 12 号様式（イ））に、**各別紙の第 40**に掲げる書類を添付し、原則として NACCS を通じて提出するものとする。
- 2 植物防疫官は、目視検査報告書の交付の日から 14 日を超える植物等について植物検疫証明書の交付の申請があった場合であって、その交付の申請が当該目視検査報告書の交付の日から 14 日を超えたことについて合理的な理由が認められないときは、当該目視検査報告書の交付を取り消し、又は登録検査機関が交付を行った場合には当該登録検査機関に対し、交付の取消しを指示するものとする。このとき、植物等輸出検査申請者から再度、目視検査の申請がなされたときは、植物防疫官は第 15 により目視検査を実施するものとする。

- 3 植物防疫官は、1の輸出検査申請書及び添付書類（以下「輸出検査申請書等」という。）について、次に掲げる事項について確認を行い、必要があると認めるときは、植物等輸出検査申請者に対し輸出検査申請書等の修正を求めるものとする。
 - (1) 輸出検査申請書の提出に併せて消毒検査、精密検査又は目視検査の申請が行われていない場合は、栽培地検査報告書、消毒検査報告書、精密検査報告書又は目視検査報告書に記載されている内容が、輸入国が要求する検査内容を満たしていること。
 - (2) 第14の2又は第15の2により、消毒検査、精密検査又は目視検査の申請が輸出検査申請書の提出に併せて行われている場合であって、輸入国が栽培地検査を要求しているときは、栽培地検査報告書に記載されている内容が、輸入国が要求する検査内容を満たし、かつ、これらの検査の実施により、輸入国が要求する検査内容を満たすこと。なお、この場合は、第14又は第15により消毒検査、精密検査又は目視検査について必要な手続を行うものとする。
- 4 植物防疫官は、前項の確認の結果、植物検疫証明書の交付の申請を受け付けた場合は、NACCSで払い出された番号を当該輸出検査申請書の該当欄に付し、受付番号とする。
- 5 植物防疫官は、前項の場合、かつ、3の(2)により消毒検査、精密検査又は目視検査を実施した場合は、これらの検査を実施した対象生果実等が輸入国の要求する基準を全て満たすと認めるときは、**各別紙の第41**を参考に追記を行い、植物等輸出検査申請者に、法第10条第3項に基づき植物検疫証明書（規則第13号様式）を交付するものとする。

（輸入国の検査官の査察要請等）

- 第17 輸出者、生産者又は生産者団体の責任者等は、**各別紙の第42**に掲げる内容の輸入国植物防疫機関の検査官の査察について、当該検査官の招へい要請を都道府県に輸入国植物防疫機関の招へい要請書（第14号様式。以下「要請書」という。）により提出するものとする。
 - 2 都道府県（都道府県から招へいに係る事務の委任を受けた関係団体を含む。）は、前項の要請書を取りまとめ、当該都道府県を管轄する植物防疫所の植物防疫官に**各別紙の第43**に掲げる期日までに提出するものとする。
 - 3 植物防疫課長に対して、輸入国植物防疫機関から、査察が必要との通知があった場合は、必要に応じて、査察の対応を行うこととし、植物防疫課長は、管轄する都道府県を経由して、輸出者、生産者又は生産者団体の責任者及び都道府県に対し、1及び前項に準じて、要請書を提出するよう指示するものとする。
 - 4 1の輸出者、生産者又は生産者団体の責任者等は、輸入国植物防疫機関の検査官の招へいに係る費用（往復航空運賃、日本国内移動費、通訳に係る費用、滞在費、送迎に係

る費用等)を負担し、招へいに係る事務を行うものとする。なお、当該招へいに係る事務について、関係団体に委任する場合は、その旨を1の要請書に記載すること。

- 5 植物防疫所長は、2の要請書について、速やかに植物防疫課長に報告するものとする。
- 6 植物防疫課長は、**各別紙の第44**に掲げる期日までに、輸入国に対し、輸入国植物防疫機関の検査官の招へいを要請するものとする。
- 7 植物防疫課長は、輸入国植物防疫機関の検査官の査察に関して、都道府県を經由して、事前に登録生産園地、登録選果こん包施設等の責任者、都道府県等に対して日程等の通知を行うとともに、当該都道府県を管轄する植物防疫所長に、植物防疫官を同行させるよう通知するものとする。

(輸送方法)

- 第18 対象生果実は、船積み貨物又は航空貨物として輸送するものとし、輸送に際しては、有害動植物の付着がないように留意するものとする。

(不正行為が確認された場合の措置)

- 第19 登録検査機関は、消毒検査報告書、精密検査報告書又は目視検査報告書の交付に当たって、申請者等の文書の偽造、虚偽の報告等不正行為の疑いがあることを確認した場合は、速やかに当該検査報告書を交付した事務所の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に報告するものとする。
- 2 植物防疫官は、前項により報告を受けた場合及び栽培地検査報告書、消毒検査報告書、精密検査報告書、目視検査報告書又は植物検疫証明書の交付に当たって、申請者等の文書の偽造、虚偽の報告等の不正行為を確認した場合は、植物防疫課に報告の上、必要に応じ、該当する登録生産園地、登録生産施設、登録選果こん包施設、登録保管施設、登録低温処理施設又は登録くん蒸処理施設の登録の取消等の手続きを行うものとする。

(その他)

- 第20 第2の生産園地・生産施設登録申請書、第3の選果こん包施設登録申請書、第4の保管施設登録申請書、第5の低温処理施設登録申請書並びに第6のくん蒸処理施設登録申請書の都道府県への提出、植物防疫官への提出等の手続については、eMAFFを用いて実施することができる。
- 2 第1から第19までに定めるもののほか、対象生果実に関する事項は、**各別紙の第45**に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第1 この要領は、令和5年9月6日から施行する。

(経過措置)

第2 この通知の施行日前にこの通知による廃止前の米国向けうんしゅうみかん生果実輸出検疫実施要領（令和2年3月4日付け元消安第号 5031 号農林水産省消費・安全局長通知）、アメリカ合衆国向けかき輸出検査実施要領（平成30年3月1日付け29 消安第6015 号農林水産省消費・安全局長通知）、米国向けなし検疫実施要領（平成2年3月15日付け2 農蚕第1244 号農林水産省農蚕園芸局長通達）、インド向けりんごの生果実実施要領（令和4年4月28日付け4 消安第649 号農林水産省消費・安全局長通知）、オーストラリア向けいちご輸出検疫実施要領（令和3年3月30日付け2 消安第6156 号農林水産省消費・安全局長通知）、オーストラリア向けかき輸出検疫実施要領（平成30年8月6日付け30 消安第1889 号農林水産省消費・安全局長通知）、オーストラリア向け輸出ぶどう検疫実施要領（平成27年3月24日付け26 消安第6522 号農林水産省消費・安全局長通知）、カナダ向け輸出りんご検疫実施要領（平成30年7月5日付け30 消安第1510 号農林水産省消費・安全局長通知）、ベトナム向け輸出うんしゅうみかん検疫実施要領（令和3年10月1日付け3 消安第3425 号農林水産省消費・安全局長通知）、ベトナム向け輸出なし検疫実施要領（平成29年3月7日付け28 消安第5333 号農林水産省消費・安全局長通知）及びベトナム向け輸出りんご検疫実施要領（平成28年3月11日付け27 消安第5673 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき登録された生産園地、生産施設、選果こん包施設、保管施設、低温処理施設及びくん蒸処理施設については、この通知により登録されたものとみなす。

2 この通知の施行の際現に行われているこの通知による廃止前の米国向けうんしゅうみかん生果実輸出検疫実施要領、アメリカ合衆国向けかき輸出検査実施要領、米国向けなし検疫実施要領、インド向けりんごの生果実実施要領、オーストラリア向けいちご輸出検疫実施要領、オーストラリア向けかき輸出検疫実施要領、オーストラリア向け輸出ぶどう検疫実施要領、カナダ向け輸出りんご検疫実施要領、ベトナム向け輸出うんしゅうみかん検疫実施要領、ベトナム向け輸出なし検疫実施要領及びベトナム向け輸出りんご検疫実施要領に基づく生産園地、生産施設、選果こん包施設、保管施設、低温処理施設及びくん蒸処理施設の登録、選果こん包、低温処理及びくん蒸処理、栽培地検査、消毒検査、精密検査及び目視検査並びに植物検疫証明書の発給に係る手続については、なお従前の例によることができる。

第1号様式（第2関係）

生産園地・生産施設登録申請書

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

申請年月日 _____

下記の栽培地を _____（注1）の登録生産園地・登録生産施設として申請します。

1. 生産園地・生産施設情報（注2）

番号	生産園地名 Name of orchard	生産者氏名 Name of grower	所在地（地番まで） Address of orchard	面積（a） Square measure
01				
02				
03				
04				
05				

2. 検査対象植物情報

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	栽培数（本・株）
01				
02				
03				
04				
05				

3. その他（注3）

番号	栽培地検査申請先	備考（指定生産地域名、輸入国の要求事項等）
01		
02		
03		
04		
05		

記載に当たっての留意事項

（注1） 下線部には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2） 生産園地名、生産者氏名、所在地については英文併記とすること。

（注3） 栽培地検査申請先欄には、栽培地検査等の申請先（植物防疫官（担当所、支所又は出張所名）、登録検査機関（都道府県）、登録検査機関（都道府県以外の登録検査機関名））を記載すること。また、栽培地検査申請先を、植物防疫官又は登録検査機関（都道府県）とする場合は、輸出検査実施要領に定める栽培地検査申請書の記載に当たっての留意事項を遵守すること。

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

第2号様式（第2関係）

.....登録生産園地・生産施設一覧表（年度）

登録生産園地・施設番号 Code of registered orchard	生産園地名 Name of orchard	都道府県名 prefecture	生産者氏名 Name of grower	所在地 Address of orchard	面積(a) Square measure	備考 (指定生産地域名等)

(注1)には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

(注2) 生産園地名欄、生産者氏名欄、及び所在地欄については、英文併記とすること。

第3号様式（第3関係）

.....選果こん包施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

申請者住所

申請者氏名

選果こん包施設名 Name of packinghouse	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名 Name of technical personnel for sorting	夜間作業の有無	施設情報の公表可否	備考
				有・無	可・否	

下記施設を登録選果こん包施設として申請します。

(注1)には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

(注2) 選果こん包施設名欄、所在地及び連絡先欄、責任者氏名欄並びに選果技術員氏名欄については、英文併記とすること。

(注3) 夜間作業の有無欄について、夜間に選果こん包作業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」に○を記入すること。

(注4) 施設情報の公表可否欄について、植物防疫所ホームページへの施設情報の掲載を可とする場合には「可」、不可とする場合は「否」に

○を記入すること。

第4号様式（第3関係）

.....登録選果こん包施設一覧表（ 年度）

登録選果こん包 施設番号 Code of registered packinghouse	選果こん包施設名 Name of packinghouse	都道府県名 Prefecture	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名 Name of technical personnel for sorting	夜間作業 の有無	備考
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	

（注1）には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2） 選果こん包施設名欄、都道府県名欄、所在地及び連絡先欄、責任者氏名欄並びに選果技術員氏名欄については、英文併記とすること。

（注3） 植物防疫所のホームページに当該一覧表を掲載する際には、責任者氏名欄及び選果技術員氏名欄を削除すること。

第5号様式（第4関係）

.....保管施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

申請者住所

申請者氏名

下記施設を保管施設として申請します。

保管施設名 Name of storage facility	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	夜間作業の有無	備考
			有・無	

（注1）には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2） 保管施設名欄、所在地及び連絡先欄並びに責任者氏名欄については、英文併記とすること。

（注3） 夜間作業の有無欄について、夜間に作業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」に○を記入すること。

第6号様式（第4関係）

登録保管施設一覧表（年度）

登録保管 施設番号 Code of registered storage facility	保管施設名 Name of storage facility	都道府県名 prefecture	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	夜間作業 の有無	備考
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

（注1）には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2） 保管施設名欄、都道府県名欄、所在地及び連絡先欄並びに責任者氏名欄については、英文併記とすること。

第7号様式（第5関係）

.....低温処理施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

申請者住所

申請者氏名

下記施設を低温処理施設として申請します。

低温処理施設名 Name of cold treatment facility	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	技術員氏名 Name of technical personnel for cold treatment	施設情報			備考
				処理庫番号	内容積 (m ³)	収容量 (t or c/l)	

(注1)には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

(注2) 低温処理施設名欄、所在地及び連絡先欄、責任者氏名欄並びに技術員氏名欄については、英文併記とすること。

(注3) 技術員氏名欄については、植物防疫官の技術研修が必要な対象生果実についてのみ記載するものとする。

第8号様式（第5関係）

.....登録低温処理施設一覧表（年度）

登録低温処理施設番号 Code of registered cold treatment facility	低温処理施設名 Name of cold treatment facility	都道府県名 prefecture	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	技術員氏名 Name of technical personnel for cold treatment	備考 備考

（注1）には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2） 低温処理施設名欄、都道府県名欄、所在地及び連絡先欄、責任者氏名欄並びに技術員氏名欄については、英文併記とすること。

第9号様式（第6関係）

くん蒸処理施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

申請者住所

申請者氏名

下記施設をくん蒸処理施設として申請します。

くん蒸倉庫名 Name of fumigation facility	くん蒸室番号	床面積 又は 収容トン数	内容責 (m ³)	かくはん 又は 循環装置 の有無	ガス排出 装置 の有無	建築・ 製造・ 購入) 年月日	所在地及び 連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	備考
				有・無	有・無				

(注1)には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

(注2) くん蒸倉庫名欄、所在地及び連絡先欄並びに責任者氏名については、英文表記とすること。

(注3) かくはん又は循環装置の有無欄及びガス搬出装置の有無欄について、これらの装置がある場合は「有」、ない場合は「無」に○を記入すること。

第10号様式（第6関係）

登録くん蒸処理施設一覧表（年度）

登録くん蒸処理施設番号 Code of registered fumigation facility	くん蒸処理施設名 Name of fumigation facility	都道府県名 prefecture	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	備考

（注1）には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2） くん蒸処理施設名欄、都道府県名欄、所在地及び連絡先欄並びに責任者氏名欄については、英文表記とすること。

（注3） 植物防疫所のホームページに当該一覧表を掲載する際には、責任者氏名欄を削除すること。

.....選果こん包実施報告書

年 月 日

輸出者（選果こん包実施依頼者） 殿

施設名_____

施設番号_____

責任者氏名_____

以下のとおり選果こん包したので、報告します。

実施年月日	選果こん包時間	選果こん包数量	選果技術員氏名

(注 1)には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

(注 2) 選果技術員の配置が本要領で規定されていない場合は、選果技術員氏名欄に「—」を記載。

(注 3) 登録生産園地・施設別、品種別の箱数及び重量を記載した書類を添付すること。

第 12 号様式（第 12 の 2 関係）

低温処理実施記録表

登録低温 処理施設 名	処理庫 番号	登録園 地番号	施設内容積 (m ³)	果実収容量	
				C/T	t

処理日数	確認 年月日	確認 時刻	温度センサー設置個所						低温処理 技術者	備考
			庫内温度 (°C)		果実温度 (°C)					
			1	2	1	2	3	4		
示度確認 (氷点法)										
	補正值									
予冷の 開始										
予冷確認										
低温処理 開始										

(注 1)には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

(注 2) 温度記録を添付すれば記載は省略可能。当該低温処理荷口のセンサー位置を示した積み付け図、登録生産園地及び品種ごとに処理重量を記載した書類を添付すること。

確認年月日 _____

責任者氏名 _____

第 13 号様式（第 13 の 2 関係）

.....くん蒸処理実施記録表

1. 荷口の詳細 産地_____ 品種 _____
袋数_____ 数量 _____
2. くん蒸の方法_____
3. くん蒸の場所_____
4. くん蒸の実施日_____

くん蒸 室番号	くん蒸室 内容積	収容数	単位葉量	投葉量	投葉日時	備考

5. くん蒸実施者_____

確認年月日_____

責任者氏名_____

（注）.....には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

第 14 号様式（第 17 関係）

輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書（.....）

年 月 日

植物防疫所（支所・出張所）植物防疫官 殿

住所

氏名

下記のとおり植物防疫機関の検査官の招へいを要請します。

記

1 招へい日程

2 登録生産園地の番号及び所在地

（注）.....には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

米国向けうんしゅうみかん

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : 米国 (米領サモア、北マリアナ諸島、プエルトリコ及び米領バージン諸島を除く。) 向けに輸出するうんしゅうみかん (*Citrus unshiu* (*Citrus reticulata* var. *unshu*を含む。)) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、本文第 2 の 9、第 3 の 6、第 4 から第 6 まで、第 7 の 10、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 10、第 11 の 5 及び 6、第 12、第 13 並びに第 17 の 1、2 及び 6 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Bactrocera tsuneonis* (ミカンバエ)

イ 中リスク有害動植物 : *Xanthomonas axonopodis* pv. *citri* (カンキツかいよう病)、*Eotetranychus asiaticus* (コウノアケハダニ)、*Eotetranychus kankitus* (ミヤケアケハダニ)、*Planococcus lilacinus* (台湾コナカイガラムシ)、*Planococcus kraunhiae* (フジコナカイガラムシ)、*Pseudococcus cryptus* (ミカンヒメコナカイガラムシ)、*Unaspis yanonensis* (ヤノネカイガラムシ)、*Toxoptera citricida* (ミカンクロアブラムシ) 及び *Diaphorina citri* (ミカンキジラミ)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 本州、四国及び九州 (福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県に限る。) の生産園地であること。

イ 防除暦等を踏まえ、有害動植物の防除が行われ、その記録が 2 年間保管されること。

ウ 申請の前年における、本文第 7 の栽培地検査及び本文第 15 の目視検査の結果、当該生産園地が所在する都道府県においてミカンバエが確認されていないこと。ミカンバエが確認された場合は、植物防疫官が第 24 のア及びイに準じて、トラップ調査及び生果実調査を実施し、当該都道府県にミカンバエが存在していないことが確認されること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

ア 提出期日 : 毎年 4 月 30 日

イ 添付書類 : 不要

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）

ア 提出期日：毎年9月30日

イ 添付書類：不要

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年8月31日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 果実の表面殺菌を実施する設備を有すること。

イ 選果、こん包及び保管を行う際、対象生果実をそれ以外の生果実と1m以上離すことが可能な施設であること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

ア 提出期日：毎年9月30日

イ 添付書類：不要

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

第13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第4の3の（4）関係）

第14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第4の5関係）

第15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第4の6関係）

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第5の2関係）

第17 低温処理施設の登録要件（本文第5の3関係）

第18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第5の5関係）

第19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第5の6関係）

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

第20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第6の2関係）

第21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第6の3関係）

第22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第6の5関係）

第23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第6の6関係）

本文第7（栽培地検査）

第24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第7の8関係）

ア トラップ調査

- ① 対象有害動植物：ミカンバエ
- ② トラップの種類：ガロントラップ
- ③ 誘引剤（交換頻度）：蛋白質加水分解物（2週間に1回）
- ④ 設置密度：4 km² 当たり 1 個
- ⑤ 実施時期及び回数：6月1日から10月31日まで、2週間に1回
- ⑥ 方法：登録生産園地及びその周辺にトラップを設置し、ミカンバエの捕獲の有無を確認するものとする。
- ⑦ その他：トラップの設置にかかる費用は生産園地の登録申請を行った者が負担するものとする。

イ 生果実調査

- ① 対象有害動植物：ミカンバエ
- ② 実施時期及び回数：9月1日から10月31日まで、2週間に1回
- ③ 方法：登録生産園地の園内の全域において、樹上の果実及び落下した果実を目視により検査し、ミカンバエの寄生が疑われる果実の切開調査を行うものとする。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）：適用しない。

本文第8（栽培地検査報告書の交付）

第26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第8の1の（4）関係）：適用しない。

第27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第8の2の（2）関係）：適用しない。

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第9の2関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ

イ 措置内容：ミカンバエが発見された登録生産園地が所在する都道府県内に存在する全ての登録生産園地の登録の取消し

本文第11（選果こん包の実施）

第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）

ア 第33の対象生果実の表面殺菌を実施すること。

イ 登録選果こん包施設内に対象生果実以外の生果実がある場合は、対象生果実の荷口と1 m以上離して保管すること。

ウ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

- ① 米国向けの表示 : For U. S. A
- ② 輸出可能な地域に係る表示 : Grown in Japan: Prohibited entry into America Samoa, Northern Mariana Islands, Puerto Rico and US Virgin Islands

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

本文第 14（消毒検査及び精密検査）

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：要

イ 消毒条件等：消毒実施者は、登録選果こん包施設において、次亜塩素酸ナトリウム溶液に対象生果実を 2 分間以上浸漬し、消毒記録書を生産者等に交付するものとする。なお、次亜塩素酸ナトリウム溶液は次の手順に従い作成するものとする。

- ① 浸漬槽から、次亜塩素酸ナトリウム溶液及びコントロール用の 100ppm の次亜塩素酸ナトリウム溶液 5ml を試験管等に別々にとり、それぞれに 36% の酢酸液 2ml 及び 0.2g ヨウ化カリウムを加え、ヨウ化カリウムが完全に溶解するまでかくはんする。
- ② ①のそれぞれの溶液に、1% のでん粉溶液に浸漬し、乾燥させて作成したリトマス紙を浸し、各溶液に浸したリトマス紙の色を比較する。
- ③ 次亜塩素酸ナトリウム溶液は、重量比で溶液量の 15 倍の果実を浸漬するごとに、200ppm 溶液作成時に使用した次亜塩素酸ナトリウム溶液原液量の 2 分の 1 を補給して、濃度を 200ppm 以上に保つ。
- ④ ②の検定は 1 日当たり、3 回程度以上を目安に行う。
- ⑤ 検定方法は、①及び②のほか、塩素濃度計や市販のリトマス紙による測定も可能とする。

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

ア 消毒検査申請書の添付書類

- ① 低温処理に係る消毒検査：－
- ② くん蒸処理に係る消毒検査：－
- ③ 第 33 の消毒に係る消毒検査：第 33 のイの消毒記録書

イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア 米国政府が発行する輸入許可証の写し

イ 栽培地検査報告書又はその写し

ウ 第 33 の消毒に係る消毒検査報告書又はその写し（ただし、本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、第 33 のイの消毒記録書）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：積載船又は積載機ごと

イ 検査抽出数量：検査荷口ごとに箱数の 3%（最低 2 箱）以上

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：こん包の側面に第 29 のウの表示が記載されていること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ

イ 措置内容：植物防疫官は、ミカンバエが確認された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地が所在する都道府県の全ての登録生産園地で生産された対象生果実について、植物検疫証明書の発給を停止するとともに、当該都道府県内の全ての登録生産園地の登録を取り消し、当該都道府県にその旨通知するものとする。

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

ア 米国政府が発行する輸入許可証の写し

イ 栽培地検査報告書の原本又はその写し

ウ 消毒検査報告書の原本又はその写し（ただし、本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、第 33 の消毒記録書又はその写し）

エ 目視検査報告書の原本又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査

の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。)

第 41 植物検疫証明書の追記 (本文第 16 の 5 関係) : 植物検疫証明書の消毒の欄に消毒に関する事項を記載し、かつ次の追記を行う。

This is further, to certify that the “Unshu oranges were packed and produced in accordance with the requirements authorized under 7CFR319.56-4.

第 17 (輸入国の検査官の査察要請等)

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容 (本文第 17 の 1 関係) : 適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限 (本文第 17 の 2 関係) : 適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限 (本文第 17 の 6 関係) : 適用しない。

第 20 (その他)

第 45 その他 (本文第 20 の 2 関係) : 米国における輸入検査において、検疫対象有害動植物が複数回発見された場合は、当該検疫有害動植物が発見された原因の特定及び適切な措置が講じられるまでの間、対象生果実の輸出は全て停止される。このため、米国植物防疫機関からその旨の通知を受けた時から米国向けうんしゅうみかんの輸出の再開が認められるまでの間、植物検疫証明書の交付を停止するものとする。

別記様式（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度米国向けうんしゅうみかん）
 Result of monitoring survey and fruits inspection for *Bactrocera tsuneonis*

登録検査機関検査員氏名 _____
 補助員氏名 _____
 植物防疫官氏名 _____

登録生産園地番号：

トラップ番号 Trap NO.	調査日		Date of Survey
生果実調査 Fruits inspection			

(注) ミカンバエが発見された場合は○、発見されなかった場合は×を記載すること。

米国向けかき

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : 米国 (グアム及び北マリアナ諸島を除く。) 向けに輸出するかき (*Diospyros kaki*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、本文第 2 の 8 及び 9、第 3 の 5 及び 6、第 4 から第 6 まで、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 10、第 11 の 5 及び 6、第 12 から第 14 まで、第 15 の 12 から 14 まで、第 17 の 1、2 及び 6 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Stathmopoda masinissa* (カキノヘタムシガ)、*Conogethes punctiferalis* (モモノゴマダラノメイガ)、*Homonopsis illotana* (ツヤスジハマキ)、*Lobesia aeolopa* (ホソバチビヒメハマキ)、*Crisicoccus matsumotoi* (マツモトコナカイガラムシ)、*Pseudococcus cryptus* (ミカンヒメコナカイガラムシ)、*Ponticulothrips diospyrosi* (カキクダアザミウマ)、*Thrips coloratus* (ビワハナアザミウマ)、*Scirtothrips dorsalis* (チャノキイロアザミウマ)、*Tenuipalpus zhizhilashviliae* (カキヒメハダニ)、*Adisciso kaki* (黒星落葉病)、*Colletotrichum horii* (炭疽病)、*Myxosporium kaki* (*Cryptosporiopsis kaki*)、*Mycosphaerella nawae* (円星落葉病)、*Pestalotia diospyri* (葉枯病)、*Pestalotiopsis acaciae* (葉枯病)、*Pestalotiopsis crassiuscula* (葉枯病)、*Phoma kakivora* (黒点病) 及び *Phoma loti* (枝枯病)

イ 中リスク有害動植物 : 該当なし

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 都道府県が第 3 に掲げる検疫対象有害動植物の防除を目的として定めた防除プログラム (以下「防除プログラム」という。) を踏まえ、病害虫防除所、果樹試験場等の助言・指導の下に、検疫対象有害動植物の防除及び栽培管理が行われること。

イ 管理者により、アの実施状況の記録 (以下「園地管理記録」という。) が作成され、2 年間保管されること。

ウ 生産地域の指定

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：指定生産地域における第4のアの防除プログラム

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年7月31日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 対象生果実以外の生果実がある場合は、対象生果実と隔離した状態で保管できること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）：適用しない。

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

第13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第4の3の（4）関係）

第14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第4の5関係）

第15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第4の6関係）

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第5の2関係）

第17 低温処理施設の登録要件（本文第5の3関係）

第18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第5の5関係）

第19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第5の6関係）

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

第20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第6の2関係）

第21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第6の3関係）

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

本文第 7（栽培地検査）

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア 対象有害動植物：検査対象有害動植物

イ 実施時期：6 月から対象生果実の収穫が終了する前月まで

ウ 方法

- ① ほ場調査：毎月、指定生産地域のいずれかの登録生産園地について、検査対象有害動植物の有無を目視により確認するものとする。なお、全ての登録生産園地に対し、少なくとも 1 回は当該調査を実施するものとする。
- ② 園地管理記録の確認：毎月、全ての園地管理記録を確認し、指定生産地域における防除プログラムによる防除の実施状況を確認するものとする。

エ 指導

- ① 補助員が検査を実施した場合は、検査を実施するごとに、検査成績表に記録し、植物防疫官に提出するものとする。植物防疫官は、当該検査成績表により、防除プログラムが適切に実施されていないことを確認した場合は、当該補助員を通じ、管理者に防除プログラムを適切に実施するよう指示するものとする。
- ② 登録検査機関が検査を実施した場合であって、防除プログラムが適切に実施されていないことを確認した場合は、管理者に防除プログラムを適切に実施するよう指示するものとする。

第 25 植物防疫官の検査等（本文第 7 の 10 関係）

ア 対象有害動植物：検査対象有害動植物

イ 実施時期：対象生果実の収穫前

ウ 方法：植物防疫官は、指定生産地域ごとに登録生産園地数に応じて別表 1 に掲げる園地数を抽出し、検査対象有害動植物の発生の有無を目視により確認するものとする。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検査措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

- ア 有害動植物：高リスク有害動植物
- イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された登録生産園地の属する指定生産地域内にある全ての登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

- ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。
- イ こん包に用いる容器は、密閉式の容器（通気孔をあける場合は、孔の直径が 1.6mm 以下のものに限る。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次の措置を行うこと。
 - ① こん包又は束ねたこん包全体を網（網の目最大径は 1.6mm 以下）で覆うこと。
 - ② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。
- ウ 植物防疫官又は補助員は、1 年に 1 回以上、こん包に立ち会い、選果こん包作業が適切に実施されているか確認を行うこととする。
- エ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。
 - ① 米国向けの表示：For U. S. A
 - ② 登録生産園地・施設番号（Code of registered orchard）
 - ③ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing facility）

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 35 消毒検査申請書又は精密検査の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

- ア 米国政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 栽培地検査報告書又はその写し
- ウ 選果こん包実施報告書の写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

- ア 検査荷口の単位：指定生産地域、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。
- イ 検査抽出数量：別表 2 掲げる表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のエの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）：適用しない。

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア 米国政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 栽培地検査報告書の原本又はその写し
- ウ 選果こん包実施報告書の写し
- エ 目視検査報告書の原本又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合はこの限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

The consignment was grown, packed, and inspected and found to be free of pests in accordance with the requirements authorized under 7 CFR 319.56-4.

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別表 1 (第 25 関係)

生産地域ごとの検査生産園地数

申請園地数	検査 抽出園地数	申請園地数	検査 抽出園地数
1~19	全園地	58~60	37
20	19	61~65	38
21	20	66~69	39
22~23	21	70~74	40
24	22	75~80	41
25~26	23	81~87	42
27	24	88~94	43
28~29	25	95~102	44
30~31	26	103~112	45
32~33	27	113~123	46
34~35	28	124~137	47
36~37	29	138~153	48
38~39	30	154~172	49
40~42	31	173~196	50
43~44	32	197~228	51
45~47	33	229~270	52
48~50	34	271~329	53
51~53	35	330~400	54
54~57	36	400~	55

別表 2 (第 37 関係)

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (個)		抽出量
311 個未満		全量
311 個以上	400 個未満	311 個以上
400 個以上	500 個未満	388 個以上
500 個以上	600 個未満	379 個以上
600 個以上	700 個未満	442 個以上
700 個以上	800 個未満	421 個以上
800 個以上	900 個未満	474 個以上
900 個以上	1,000 個未満	450 個以上
1,000 個以上	2,000 個未満	517 個以上
2,000 個以上	5,000 個未満	564 個以上
5,000 個以上	10,000 個未満	581 個以上
10,000 個以上	20,000 個未満	597 個以上
	20,000 個以上	600 個以上

米国向けなし

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : 米国 (米領サモア、北マリアナ諸島、プエルトリコ及び米領バージン諸島を除く。) 向けに輸出するなし (*Pyrus pyrifolia*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、本文第 2 の 8 及び 9、第 3 の 5 及び 6、第 4 から第 6 まで、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 9、第 10、第 11 の 5 及び 6、第 12 から第 14 まで、第 15 の 12 から 14 まで並びに第 17 の 1、2 及び 6 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : 該当なし

イ 中リスク有害動植物 : *Resseliella yagoi* Yukawa and Sato (ナシシンクイタマバエ)、*Ceroplastes rubens* Maskell (ルビーロウムシ)、*Ceroplastes japonicus* Green (カメノコロウムシ)、*Crisicoccus matsumotoi* (Siraiwa) (マツモトコナカイガラムシ)、*Planococcus kraunhiae* (Kuwana) (フジコナカイガラムシ)、*Hoplocampa pyricola* Rohwer (ナシミハバチ)、*Carposina sasakii* (syn. *nipponensis*) Matsumura (モモシンクイガ)、*Conogethes punctiferalis* (Guenée) (モモノゴマダラノメイガ)、*Grapholita inopinata* (Heinrich) (リンゴコシンクイ)、*Alternaria kikuchiana* (syn. *gaisen*) Nagan (黒斑病) 及び *Monilinia fructigena* (Alderhold & Ruhland) Honey (灰星病)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 沖縄県、奄美群島、小笠原諸島及びトカラ列島以外の生産園地であること。

イ なしの無袋果又は破袋果を確認した場合は、これらを速やかに除去すること。

ウ 検疫対象有害動植物の防除が行われること。

エ 米国向けのなしであることが識別できる標札を取り付けること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

ア 提出期日 : 毎年 4 月 30 日又は栽培地検査を受けようとする 30 日前のいずれか早い日

イ 添付書類 : 不要

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）：有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）：適用しない。

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

第13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第4の3の（4）関係）

第14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第4の5関係）

第15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第4の6関係）

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第5の2関係）

第17 低温処理施設の登録要件（本文第5の3関係）

第18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第5の5関係）

第19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第5の6関係）

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

第20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第6の2関係）

第21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第6の3関係）

第22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第6の5関係）

第23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第6の6関係）

本文第 7 (栽培地検査)

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等 (本文第 7 の 8 関係)

- ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物
- イ 実施時期：袋かけ期直後
- ウ 方法：ほ場内の栽培地検査申請書に記載のある全ての樹について、袋かけの状況及び検疫対象有害動植物の有無を目視により確認するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等 (本文第 7 の 10 関係)

- ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物
- イ 実施時期：収穫期直前
- ウ 方法：都道府県ごとに、地理的な状況又は生産者に応じ、同一の栽培管理が行われていると考えられる生産園地を 3～6 園地抽出し、園地ごとに別表に記載する抽出検査本数について、無袋果又は破袋果の有無及び検疫対象有害動植物の有無を目視により確認するものとする。なお、園地の抽出にあたっては、申請の過去 2 年間に抽出されていない園地を優先するものとする。

本文第 8 (栽培地検査報告書の交付)

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件 (本文第 8 の 1 の (4) 関係)：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容 (本文第 8 の 2 の (2) 関係)：適用しない。

本文第 9 (栽培地検査結果による登録の取消し)：適用しない。

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 9 の 2 関係)

本文第 11 (選果こん包の実施)

第 29 選果こん包等の内容 (本文第 11 の 1 の (9) 関係)

- ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。
- イ こん包に用いる容器は未使用のものを使用すること。原則として、密閉式の容器を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次のいずれかの措置を行うこと。
 - ① こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。
 - ② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。
- ウ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。
 - ① 米国向けの表示：For U. S. A.
 - ② 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)
 - ③ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）：適用しない。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 35 消毒検査申請書又は精密検査の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア 米国政府が発行する許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し（ただし、目視検査を登録選果こん包施設の選果ライン上で実施する場合は除く。）

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位

① 目視検査を登録選果こん包施設内の選果ライン上で実施する場合は、選果日ごとに、生産者が同一の対象生果実とする。

② ①以外の場合は、品種ごとに、同一の栽培管理が行われていると考えられる登録生産園地において生産された対象生果実とする。

イ 検査抽出数量：検査荷口ごとに 6%以上の生果実

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のウの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）：適用しない。

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア 米国政府が発行する許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し（ただし、目視検査を登録選果こん包施設の選果ライン上で実施する場合は除く。）
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 目視検査報告書の原本又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的われる場合は除く。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：追記無し。

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：輸出者は、植物検疫証明書発給後、対象生果実を速やかに輸出しない場合は、低温で保管できる施設で対象生果実とそれ以外の生果実を隔離した状態で保管するとともに、その旨を植物防疫所に報告するものとする。なお、植物検疫証明書を発行してから 30 日以内に輸出されない場合は、植物検疫証明書の交付を取り消し、本文第 15 により目視検査を実施するものとする。

別表（第 25 関係）

抽出検査本数

区域内検査対象本数		抽出検査本数
64 本未満		全量
64 本以上	100 本未満	63 本以上
100 本以上	200 本未満	78 本以上
200 本以上	300 本未満	84 本以上
300 本以上	400 本未満	88 本以上
400 本以上	500 本未満	90 本以上
500 本以上	600 本未満	91 本以上
600 本以上	700 本未満	92 本以上
700 本以上	800 本未満	93 本以上
800 本以上	1,000 本未満	94 本以上
1000 本以上	2,000 本未満	96 本以上
2,000 本以上	3,500 本未満	97 本以上
3,500 本以上		98 本以上

別記様式（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度米国向けなし）

登録検査機関検査員氏名 _____

補助員氏名 _____

植物防疫官氏名 _____

生産園地 番号	生産者 氏名	品 種 名	栽培 本 数 (本)	確 認 月 日	袋 か け 状 況 (注1)	病 害 虫 発 生 状 況 (注1)	備 考

(注) 本文第8の1の要件が満たされている場合は○、満たされていない場合は×を記載すること。

別紙 2

インド向けりんご

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : インド向けに輸出され、商業的に生産されるりんご (*Malus domestica*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、本文第 2 の 9、第 3 の 6、第 4、第 5 の 6、第 6 の 6、第 7 から第 10 まで並びに第 11 の 5 及び 6 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : 該当なし

イ 中リスク有害動植物 : *Carposina sasakii* (モモシンクイガ)、*Grapholita molesta* (ナシヒメシンクイ)、*Adoxophyes orana* (リンゴコカクモンハマキ)、*Amphitetranychus viennensis* (オウトウハダニ)、*Botryosphaeria berengeriana* f. sp. *Pyricola* (輪紋病)、*Grapholita inopinata* (リンゴコシンクイ)、*Gymnosporangium yamadae* (赤星病)、*Harmonia axyridis* (ナミテントウ)、*Hoplocampa* spp.、*Pandemis heparana* (トビハマキ)、*Phytophthora cryptogea* (疫病、根腐れ病)、*Phytophthora megasperma* (疫病)、*Monilia polystroma*、*Pseudococcus comstocki* (クワコナカイガラムシ)、*Byturus tomentosus* (エゾキスイモドキ)、*Chaetocnema confinis* (サツマイモトビハムシ)、*Pseudomonas viridiflava* (褐斑細菌病等) 及び *Peridroma saucia* (ニセタマナヤガ)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 都道府県又は地域の農業協同組合その他の団体が定める農業生産工程管理 (Good Agriculture Practice) を踏まえた、有害動植物の防除が行われること (GAP の取得を義務付けるものではない。)

イ 防除暦等を踏まえ、有害動植物の防除が行われること。

ウ 管理者により、ア及びイの実施状況の記録が作成され、2 年間保管されること。

※ 希望する場合は、複数の対象生果実の生産園地を取りまとめ、一つの生産園地として申請することができる。

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年3月31日

イ 添付書類：不要

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）

ア 提出期日 毎年7月31日

イ 添付書類：不要

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 生果実の等級付け、選果こん包、病虫害被害果の除去等に係る標準作業手順書を有し、かつ、それに従って作業を行い、検疫対象有害動植物の寄生果が混入しないこと。

ウ 対象生果実以外の生果実がある場合は、物理的に隔離して保管できること。

エ 対象生果実の生産者情報の記録を作成し、2年間保管すること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

ア 提出期日：毎年7月31日

イ 添付書類：不要

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

第13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第4の3の（4）関係）

第14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第4の5関係）

第15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第4の6関係）

本文第5（低温処理施設の登録）

第16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第5の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第17 低温処理施設の登録要件（本文第5の3関係）

ア 植物防疫官が実施する低温処理に関する技術研修を修了した者（以下「低温処理技術員」という。）を配置すること。

イ 対象生果実の中心部の温度を0℃、0.55℃又は1.1℃で、±0.1℃の精度で保持できること。

ウ 対象生果実の中心部の温度（部屋の中央付近及び冷却風の戻り口付近の積荷の中心部及び最上部の端に所在する生果実の中心部の温度）及び部屋の空間部の温度（2カ所）を確認できる自動温度記録装置を有すること。

エ ウの自動温度記録装置は、4時間ごとに温度を0.1℃単位で記録できる能力を有すること。

オ 温度記録の改ざんを防止できること。

第18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第5の5関係）

ア 提出期日：毎年7月31日

イ 添付書類：不要

第19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第5の6関係）：適用しない。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）

第20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第6の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日（ただし、やむを得ない理由により当該提出期限に提出できない場合にあつては、この限りではない。）

イ 添付書類：次に掲げる資料（第21のイの場合に限る。）

① くん蒸倉庫所在地地図

② くん蒸倉庫見取図（くん蒸室、各部屋の名称及び面積を記載）

③ くん蒸倉庫構造明細書（平面図及び立体図を含む。）

第21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第6の3関係）：次のアからウのいずれかに掲げる要件を満たすこと。

ア 輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）第4条第2項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であつて、同規程別表4の特A級に該当するくん蒸処理施設

イ 申請の過去3年間にくん蒸倉庫指定要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局通達）第5の（1）及び（2）に準じた審査を行い、登録された実績のあるくん蒸処理施設

ウ 次に掲げる要件を満たすくん蒸処理施設

- ① くん蒸倉庫指定要綱第5の（1）に準じた審査により、当該くん蒸処理施設が、同要綱における指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たすこと。
- ② ①の要件を満たしたくん蒸処理施設において、くん蒸倉庫指定要綱第5の（2）に準じた審査を行い、当該くん蒸処理施設が、同要綱における指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たすこと及びガス保有力が85%以上あること。

第22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第6の5関係）

ア 提出期日：毎年7月31日

イ 添付書類：不要

第23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第6の6関係）：適用しない。

本文第7（栽培地検査）：適用しない。

第24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第7の8関係）

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）

本文第8（栽培地検査報告書の交付）：適用しない。

第26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第8の1の（4）関係）

第27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第8の2の（2）関係）

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）：適用しない。

第28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第9の2関係）

本文第11（選果こん包の実施）

第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人、第9のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ 登録選果こん包施設が定める標準作業手順書に基づき、検疫対象有害動植物の付着がない生果実を選果すること。

ウ こん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。

- ① 通気孔に網等が張られているこん包を使用すること。
- ② こん包をパレット積みし、又は束ねた場合、全体を網などで覆うこと。

エ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。なお、こん包をパレット積みする場合は、パレット積みの各側面に表示することにより、各こん包への表示を省略することができる。

- ① インド向けの表示：EXPORT to INDIA 又は FOR INDIA
- ② 日本産であること。
- ③ 輸出者名
- ④ 生果実の名称
- ⑤ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)
- ⑥ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 11 の 5 関係)：適用しない。

本文第 12 (低温処理の実施) ※ 本文第 13 のくん蒸処理を実施する場合は適用しない。

第 31 低温処理の内容 (本文第 12 の 1 関係)

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：不要

イ 低温処理条件等：低温処理技術員が、次に掲げるとおり実施するものとする。

- ① 氷点法により、低温処理の開始直前における温度計の示度が正確であることを確認する。
- ② 予備冷蔵により、対象生果実の中心部の温度を 0℃以下、0.55℃以下又は 1.1℃以下とする。
- ③ ②を実施後、引き続き対象生果実の中心部の温度が、13 日間 0℃以下、14 日間 0.55℃以下又は 18 日間 1.1℃以下を保持していることを確認する。

本文第 13 (くん蒸処理の実施) ※ 本文第 12 の低温処理を実施する場合は適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容 (本文第 13 の 1 関係)

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：要 (くん蒸の開始又は終了時)

イ くん蒸条件等

- ① 登録くん蒸処理施設で実施すること。
- ② 薬剤の種類、薬量、温度、処理時間：次に掲げるとおり。
 - 1) 薬剤：臭化メチル
 - 2) 薬量：32g 以上/m³
 - 3) 生果実の中心温度：21℃以上
 - 4) 処理時間：2 時間以上
- ③ くん蒸にあたっての注意事項：一回に処理する生果実の量が、登録くん蒸処理施設の内容責の 50%を超えず、かつ、積み付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われること。

- ④ 輸送にあたっての注意事項：登録くん蒸処理施設と登録選果こん包施設が同一の建物でない場合であって、選果及びこん包が終了した対象生果実を登録くん蒸処理施設に輸送するときは、密閉式輸送機器を用いること。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

ア 消毒検査申請書の添付書類

- ① 低温処理に係る消毒検査：本文第 12 の 2 の低温処理実施記録表
- ② くん蒸処理に係る消毒検査：本文第 13 の 2 のくん蒸実施記録表
- ③ 第 33 の消毒に係る消毒検査：－

イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 消毒検査報告書又はその写し（ただし、本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、低温処理実施記録表又はくん蒸実施記録表）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：登録生産園地、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる登録生産園地又は異なる品種の荷口をまとめて一つの検査荷口とすることができる。

イ 検査抽出数量：検査荷口ごとに 2 % 以上（重量）

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のエの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）

ア 有害動植物：モモシンクイガ及びナシヒメシンクイ

イ 措置内容

- ① 植物防疫官は、速やかに次に掲げる対応を行うものとする。
 - 1) 対象生果実に対する全ての植物検疫証明書の発給の停止

- 2) 当該病害虫が発見された荷口を選果こん包した登録選果こん包施設が選果した対象生果実の目視検査の停止
 - 3) 当該荷口の低温処理を行った登録低温処理施設の停止
 - 4) 当該荷口のくん蒸処理を行った登録くん蒸施設の停止
- ② 植物防疫所長は、①について対象生果実の目視検査を実施する全ての登録検査機関に通知するとともに、都道府県を經由して、全ての登録生産園地の管理者、登録選果こん包施設の責任者、登録低温処理施設の責任者及び登録くん蒸処理施設の責任者に通知するものとする。
- ③ 植物防疫所長は、当該荷口を選果こん包を実施した登録選果こん包施設の責任者に対して、モモシンクイガ及びナシヒメシンクイが発見された原因究明及び改善措置について報告させるものとする。
- ④ ③の報告を受けた植物防疫所長は、必要に応じ現地確認を行い、当該報告内容が適切であると判断した場合は、植物防疫課長に報告するものとする。
- ⑤ ④の報告を受けた植物防疫課長は、インドの植物防疫機関に報告するものとする。
- ⑥ 植物防疫課長は、インドの植物防疫機関から、輸出停止措置の解除等の通知を受けた場合は、植物防疫所長に対し、その旨を都道府県に通知するものとする。

本文第 16 (植物検疫証明書の交付)

第 40 輸出検査申請書の添付書類 (本文第 16 の 1 関係)

- ア 選果こん包実施報告書の写し
- イ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し (くん蒸処理を実施した場合を除く。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、低温処理実施記録表)
- ウ くん蒸処理に係る消毒検査報告書又はその写し (低温処理を実施した場合を除く。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、くん蒸実施記録表)
- エ 目視検査報告書又はその写し (本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。)

第 41 植物検疫証明書の追記 (本文第 16 の 5 関係) : 次の追記を行う。

The consignment of fresh apple fruits was found free from 18 quarantine pests (Adoxophyes orana, Amphitetranychus viennensis, Botryosphaeria berengeriana f. sp. Pyricola, Carposina sasakii, Grapholita inopinata, Grapholita molesta, Gymnosporangium yamadae, Harmonia axyridis, Hoplocampa spp. (Apple saw fly), Pandemis heparana, Phytophthora cryptogea, Phytophthora megasperma, Monilia polystroma, Pseudococcus comstocki, Byturus tomentosus, Chaetocnema confinis, Pseudomonas viridiflava, Peridroma saucia).

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）

ア 査察時期：毎年、輸出時期の前

イ 査察対象：登録選果こん包施設、登録低温処理施設及び登録くん蒸処理施設

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：取りまとめ次第、遅滞なく提出するものとする。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：招へいの 30 日前まで

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：植物防疫所長は、インド植物検疫機関による輸入検査時において、モモシンクイガ又はナシヒメシンクイの発見報告を受けた場合には、第 39 に準じた手続きを行うものとする。

オーストラリア向けいちご

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : オーストラリア向けに輸出するいちご
(*Fragaria × ananassa*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、第 3 の 6、第 4、第 5、第 6 の 5 及び 6、第 7 の 10、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 10、第 12 並びに第 17 の 1、2 及び 6 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Drosophila pulchrella* (ニセオウトウショウジョウバエ)、*Drosophila subpulchrella* (ショウジョウバエ科の一種)、*Drosophila suzukii* (オウトウショウジョウバエ) 及び *Xanthomonas fragariae* (角斑細菌病)

イ 中リスク有害動植物 : *Amphitetranychus viennensis* (オウトウハダニ)、*Eotetranychus asiaticus* (コウノアケハダニ)、*Eotetranychus geniculatus* (ミチノクアケハダニ)、*Eotetranychus smithi* (スミスアケハダニ)、*Tetranychus kanzawai* (カンザワハダニ)、*Frankliniella fusca* (ウスグロアザミウマ)、*Frankliniella intonsa* (ヒラズハナアザミウマ) 及び *Frankliniella occidentalis* (ミカンキイロアザミウマ)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

- ア ガラス温室、ビニールハウス等であること。
- イ 親株が健全である苗を使用すること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

- ア 提出期日 : 毎年 7 月 31 日
- イ 添付書類 : 生産施設の所在地に係る地図及び親株が健全苗であることを示す資料

第 6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 2 の 8 関係)

- ア 報告期日 : 毎年 8 月 31 日
- イ 添付書類 : 第 24 のイにより設置したトラップ配置図 (本文第 13 の臭化メチルくん蒸を行う場合は除く。)

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）

ア 提出期日：第6の提出後、遅延なく提出する。

イ 添付書類：次に掲げる資料

- ① 生産施設の所在地を示す地図
- ② 生産施設におけるトラップ設置図

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年7月31日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 選果こん包施設内に登録生産施設以外で生産された生果実がある場合は、当該生果実と対象生果実とを1m以上（冷蔵施設にあつては10cm以上）離して保管できること。

ウ ショウジョウバエ類の侵入防止措置を講じた選果こん包施設を使用する場合にあつては、輸出の開始1か月前から、当該選果こん包施設の窓等の開口部に網（孔の大きさが0.98mm以下のものに限る。以下同じ。）を張ること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

ア 提出期日：毎年9月30日

イ 添付書類：不要

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

第13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第4の3の（4）関係）

第14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第4の5関係）

第15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第4の6関係）

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第5の2関係）

第17 低温処理施設の登録要件（本文第5の3関係）

第18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第5の5関係）

第19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第5の6関係）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）

ア 提出期日：対象生果実を輸出する日の 60 日前まで

イ 添付書類：次に掲げる資料

- ① くん蒸倉庫所在地地図
- ② くん蒸倉庫見取図（くん蒸室、各部屋の名称及び面積を記載）
- ③ くん蒸倉庫構造明細書（平面図及び立体図を含む。）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）

ア 次の①から③のいずれかに掲げる要件を満たすこと。

① 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級に該当するくん蒸処理施設

② 申請の過去 3 年間にくん蒸倉庫指定要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局通達）第 5 の（1）及び（2）に準じた審査を行い、登録された実績のあるくん蒸処理施設

③ 次に掲げる要件を満たすくん蒸処理施設

1）くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（1）に準じた審査により、当該くん蒸処理施設が、同要綱における指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たすこと。

2）1）の要件を満たしたくん蒸処理施設において、くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（2）に準じた審査を行い、当該くん蒸処理施設が、輸入植物検疫規程第 4 条第 2 項の別表 4 に規定する特 A 級又は A 級と同等の要件を満たすこと。

イ 次の掲げる手続きにより、オーストラリアの植物検疫機関の承認を得ること。

① 植物防疫官は、当該くん蒸処理施設がアの要件を満たすことを確認するものとする。

② 植物防疫所長は、①の確認が終了後、第 20 のイの資料を植物防疫課長に提出するものとする。

③ 植物防疫課長は、オーストラリアの植物検疫機関に、くん蒸処理施設の登録の承認を要請するとともに、同機関の求めに応じて、必要な書類を提出するものとする。

④ 植物防疫課長は、オーストラリアの植物検疫機関から、くん蒸処理施設の登録の承認の通知があった場合は、その旨植物防疫所長に通知するものとする。

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）：適用しない。

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）：適用しない。

本文第 7（栽培地検査）

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア 角斑細菌病に対する調査

- ① 対象有害動植物：角斑細菌病菌
- ② 実施時期及び回数：栽培初期及び輸出開始の 4～6 週間前に 1 回ずつ
- ③ 方法：全ての登録生産施設内の全ての植物について、角斑細菌病菌の発生の有無を目視により確認する。

イ ショウジョウバエ類に対するトラップ調査（本文第 13 の臭化メチルクン蒸を行う場合は適用しない。）

- ① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類
- ② 実施時期及び頻度：輸出開始 1 か月前から輸出期間終了まで、1 週間に 1 回
- ③ 方法：全ての登録生産施設及びその周囲において、以下に定める手順に従ってトラップを設置し、ショウジョウバエ類の捕獲の有無を確認する。

（ア）側面に直径 5mm 程度の孔を 4～6 個開けたプラスチック容器（250～750ml 程度）を使用すること。

（イ）トラップ内に入れる液体には、日本酒及び蜂蜜を重量比 5：1 で混合したもの、リンゴ酢原液（JAS 規格に定める酸度 4.5%以上のもの）その他ショウジョウバエ類の成虫を誘引する効果が確認されているもの（以下「誘引剤」という。）を使用し、液体の量は、容器容量の半分以上とすること。

（ウ）トラップは、下記の表で定める密度で設置し、少なくとも 1 個は入口付近に設置すること。

（エ）トラップは、毎週調査し、誘引剤は 2 週間ごとに交換すること。

生産施設面積	トラップ設置数
0.5ha 以下	2 個
0.5ha 超 1.0ha 以下	3 個
1.0ha 超 1.5ha 以下	4 個
1.5ha 超 2.0ha 以下	5 個
2.0ha 超 2.5ha 以下	6 個
2.5ha 超 3.0ha 以下	7 個
3.0ha 超 5.0ha 以下	11 個
5.0ha 超	21 個

ウ ショウジョウバエ類に対する生果実調査（本文第 13 の臭化メチルクン蒸を行う場合は適用しない。）

- ① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類
- ② 実施時期及び頻度：輸出の開始 1 か月前から輸出の終了まで、1 週間に 1 回

- ③ 方法：登録生産施設ごとに300個以上（同一の生産者又は生産者団体等で複数の登録生産施設を有する場合は、その全ての登録生産園地から抽出して合計300個以上とすることができる。）の果実について、目視により調査し、必要に応じて切開し、ショウジョウバエの発生の有無を確認する。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）：適用しない。

本文第8（栽培地検査報告書の交付）

第26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第8の1の（4）関係）：適用しない。

第27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第8の2の（2）関係）：適用しない。

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第9の2関係）

ア 有害動植物：角斑細菌病菌及びショウジョウバエ類

イ 措置内容

- ① 角斑細菌病菌が発見された登録生産施設の登録の取消し
- ② ショウジョウバエ類が発見された登録生産施設から半径15kmの範囲に存在する全ての登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録の取消し

本文第11（選果こん包の実施）

第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人、第9のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ こん包に用いる容器は、原則として、密閉式の容器を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次の措置を行うものとする。

- ① 通気孔に網が張られているこん包を使用すること。
- ② こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。
- ③ 登録選果こん包施設から直接密閉式輸送機器に積み込み、開封せずに輸出すること。

ウ 選果こん包施設のトラップ調査（本文第13の臭化メチルくん蒸を行う場合又はショウジョウバエ類の侵入防止措置を講じた選果こん包施設においては適用しない。）：植物防疫官は、次に掲げる内容のトラップ調査を実施し、対象有害動植物の無発生を確認し、検査成績表（別記様式②）のトラップ調査及び生果実調査の欄に記録するものとする。

- ① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類

- ② 実施時期及び頻度：輸出開始の1か月前から輸出期間終了までの間、1週間に1回
 - ③ 方法：全ての登録選果こん包施設において、次に定める手順に従ってトラップを設置し、ショウジョウバエ類の捕獲の有無を確認するものとする。
 - (ア) 側面に直径5mm程度の孔を4～6個開けたプラスチック容器（250～750ml程度）を使用すること。
 - (イ) トラップ内に入れる液体は、第24のイの③の（イ）と同様とする。
 - (ウ) トラップは、登録選果こん包施設内に1個設置すること。
 - (エ) トラップは、毎週調査し、誘引剤は2週間ごとに交換すること。
- エ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示するものとする。
- ① オーストラリア向けの表示：Product of Japan for Australia
 - ② 果実の種類：Fresh strawberries
 - ③ 登録生産園地・施設番号（Code of registered orchard）
 - ④ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing facility）
 - ⑤ 登録くん蒸処理施設名又は登録くん蒸処理施設番号（本文第13の臭化メチルくん蒸を行った場合に限る。）

第30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第11の5関係）

ア 有害動植物：ショウジョウバエ類

イ 措置内容：ショウジョウバエ類が発見された登録選果こん包施設から半径15kmの範囲に存在する全ての登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録の取消し

本文第12（低温処理の実施）：適用しない。

第31 低温処理の内容（本文第12の1関係）

本文第13（くん蒸処理の実施）

第32 くん蒸処理の内容（本文第13の1関係）

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：要

イ くん蒸条件

- ① 登録くん蒸処理施設で実施すること。
- ② 薬剤の種類、薬量、温度、処理時間：次に掲げるとおり。
 - 1) 薬剤：臭化メチル
 - 2) 薬量：40g以上/m³
 - 3) 生果実の中心温度：18℃以上
 - 4) 処理時間：3時間以上

③ くん蒸にあたっての注意事項

- 1) 一回に処理する生果実の量が、登録くん蒸処理施設の内容責の 50%を超えず、かつ、積み付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われること。
- 2) 包装は、くん蒸が行える程度の通気性があり、新しい包装材で行われたものであること。

④ 輸送にあたっての注意事項：くん蒸後の対象生果実は、密閉型輸送機器で輸送する等、ショウジョウバエ類の汚染防止措置を講ずること。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

ア 消毒検査申請書の添付書類

- ① 低温処理に係る消毒検査：－
- ② くん蒸処理に係る消毒検査：本文第 13 の 2 のくん蒸実施記録表
- ③ 第 33 の消毒に係る消毒検査：－

イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア オーストラリア政府が発行する許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し（くん蒸処理を実施した場合を除く。）

エ くん蒸処理に係る消毒検査報告書又はその写し（くん蒸処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、くん蒸実施記録表）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：生産者（又は都道府県）、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる品種の荷口をまとめて 1 つの検査荷口とすることができる。

イ 検査数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のエの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容
(本文第 15 の 12 関係)

ア 有害動植物

- ① 角斑細菌病菌
- ② ショウジョウバエ類

イ 措置内容

- ① 角斑細菌病菌が発見された対象生果実を生産した登録生産施設の登録の取消し
- ② ショウジョウバエ類が発見された生果実を生産した登録生産施設又はショウジョウバエ類が発見された生果実をこん包した登録選果こん包施設から半径 15km の範囲に存在する全ての登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録の取消し

本文第 16 (植物検疫証明書の交付)

第 40 輸出検査申請書の添付書類 (本文第 16 の 1 関係)

- ア オーストラリア政府が発行する許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し (くん蒸処理を実施した場合を除く。)
- エ くん蒸処理に係る消毒検査報告書又はその写し (くん蒸処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸実施記録表)
- オ 目視検査報告書の原本又はその写し (本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。)

第 41 植物検疫証明書の追記 (本文第 16 の 5 関係) : 次に掲げる追記を行うものとする。
ただし、ウの追記についてはくん蒸処理が行われた場合に限る。

- ア The fruit in this consignment has been produced in Japan in accordance with the conditions governing entry to Australia and in accordance with the “Work plan for the export of fresh strawberries from Japan to Australia” . The fruit in this consignment has been produced at a seasonal pest free place of production known to be free from *Drosophila pulchrella*, *D. subpulchrella* and *D. suzukii*.
- イ 登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録番号。密閉式船積み貨物にあつては、これらに加え、コンテナ番号及び封印番号 (関係書類に記載する場合には、合格証明書の番号を併記することとし、その場合は、合格証明書への記載を省略することができる) 。

ウ 臭化メチル薬量 1m³あたり 40g 以上であり、果実中心温度が 18℃以上で 3 時間くん蒸が行われたこと、くん蒸年月日及び登録くん蒸倉庫名又は登録くん蒸倉庫番号

第 17 (輸入国の検査官の査察要請等)

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容 (本文第 17 の 1 関係) : 適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限 (本文第 17 の 2 関係) : 適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限 (本文第 17 の 6 関係) : 適用しない。

第 20 (その他)

第 45 その他 (本文第 20 の 2 関係)

ア 輸出可能期間

① 臭化メチルくん蒸を行う場合 : 通年

② 臭化メチルくん蒸を行わない場合 : 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで。

イ オーストラリアにおける輸入検査の結果、ショウジョウバエ類が発見されたとき又は不合格が連続するときは、それらの原因が特定され、適切な措置が講じられるまでの間、我が国からの対象生果実の輸出は全て停止される。その旨の通知を受けた時から、対象生果実の輸出の再開が認められるまでの間、植物防疫官による植物検疫証明書の交付は、全て停止するものとする。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ（個）	抽出量
300 個以下	285 個以上
301 個以上 400 個以下	311 個以上
401 個以上 500 個以下	388 個以上
501 個以上 600 個以下	379 個以上
601 個以上 700 個以下	442 個以上
701 個以上 800 個以下	421 個以上
801 個以上 900 個以下	474 個以上
901 個以上 1,000 個以下	450 個以上
1,001 個以上 2,000 個以下	517 個以上
2,001 個以上 5,000 個以下	564 個以上
5,001 個以上 10,000 個以下	581 個以上
10,001 個以上 20,000 個以下	589 個以上
20,001 個以上	600 個以上

別記様式②（本文第7の8関係）

検査成績表（年度オーストラリア向けいちご）

登録検査機関検査員氏名 _____

補助員氏名 _____

植物防疫官氏名 _____

シヨウジヨウバエ類に対するトラップ調査・生果実調査及び選果こん包施設の調査

登録施設番号 _____

トラップ番号		調査年月日
生果実調査		

（注）シヨウジヨウバエ類が発見された場合は発見された頭数を記載し、発見されなかった場合は×を記載すること。

オーストラリア向けかき

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : オーストラリア向けに輸出するかき (*Diospyros kaki*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、本文第 2 の 8 及び 9、第 4、第 5、第 6 の 6、第 7 の 10、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 10、第 11 の 5 及び 6、第 12、第 17 の 1、2 及び 6 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Stathmopoda masinissa* (カキノヘタムシガ)

イ 中リスク有害動植物 : *Ceroplastes floridensis* (フロリダロウムシ)、*Endocima tyrannus* (アケビコノハムシ)、*Grapholita molesta* (ナシヒメシンクイ)、*Homona magnanima* (チャハマキ)、*Lagoptera juno* (ムクゲコノハ)、*Lepidosaphes conchiformioides* (ナシカキカイガラムシ)、*Lobesia reliquana* (ホソバヒメハマキ)、*Lopholeucaspis japonica* (ナシシロカイガラムシ)、*Phenacoccus pergandei* (オオワタコナカイガラムシ)、*Planococcus kraunhiae* (フジコナカイガラムシ)、*Ponticulothrips diospyrosi* (カキクダアザミウマ)、*Pseudaonidia duplex* (ミカンマルカイガラムシ)、*Pseudaulacaspis pentagona* (クワシロカイガラムシ)、*Pseudococcus cryptus* (ミカンヒメコナカイガラムシ) 及び *Monilinia fructigena* (*Monilinia* 属の一種による病害)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録) ※カキノヘタムシガに対する措置として臭化メチルくん蒸を実施する場合は、適用しない。

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 病虫害発生予察事業の実施について (昭和 61 年 5 月 6 日 61 農蚕第 2153 号農蚕園芸局長通達) の VII のカキの巡回調査実施方法に基づき、植物防疫官又は補助員によるカキノヘタムシガの調査が実施され、調査記録 (様式第 1) が作成されていること。

イ アの調査結果に応じて、管理者によるカキノヘタムシガに対する防除措置が実施されているとともに、当該防除記録 (様式第 2) が作成されていること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

ア 提出期日 : 毎年 5 月 31 日

イ 添付書類 : 不要

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年7月31日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）：有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

ア 提出期日：毎年8月31日

イ 添付書類：不要

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）

ア 提出期日：第10の提出後、遅滞なく提出する。

イ 添付書類：不要

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

第13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第4の3の（4）関係）

第14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第4の5関係）

第15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第4の6関係）

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第5の2関係）

第17 低温処理施設の登録要件（本文第5の3関係）

第18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第5の5関係）

第19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第5の6関係）

本文第6（くん蒸処理施設の登録）

第20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第6の2関係）

ア 提出期日：－

イ 添付書類：次に掲げる資料（ただし、第21のイの場合に限る。）

- ① くん蒸倉庫所在地図
- ② くん蒸倉庫見取図（くん蒸室、各部屋の名称及び面積を記載）
- ③ くん蒸倉庫構造明細書（平面図及び立体図を含む。）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）：次のアからウのいずれかに掲げる要件を満たすこと。

- ア 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級に該当するくん蒸処理施設
- イ 申請の過去 3 年間にくん蒸倉庫指定要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局通達）第 5 の（1）及び（2）に準じた審査を行い、登録された実績のあるくん蒸処理施設
- ウ 次に掲げるくん蒸処理施設
 - ① くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（1）に準じた審査により、当該くん蒸処理施設が、同要綱における指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たすこと。
 - ② ①の要件を満たしたくん蒸処理施設において、くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（2）に準じた審査を行い、当該くん蒸処理施設が、輸入植物検疫規程第 4 条第 2 項の別表 4 に規定する特 A 級又は A 級と同等の要件を満たすこと。

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）

- ア 提出期日：第 20 の提出後、遅滞なく提出する。
- イ 添付書類：不要

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）：適用しない。

本文第 7（栽培地検査）

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

- ア 対象有害動植物：カキノヘタムシガ
- イ 実施時期及び回数：収穫開始日の 14 日前から収穫開始日の前日までの間に 1 回
- ウ 方法：全ての登録生産園地について、カキノヘタムシガの発生の有無を目視により確認するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）：適用しない。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：カキノヘタムシガ

イ 措置内容：カキノヘタムシガが発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ こん包に用いる容器は、密閉式の容器（通気孔をあける場合は、孔の直径が 1.6mm 以下のものに限る。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次の措置を行うこと。

① こん包又は束ねたこん包全体を網（網の最大直径は 1.6mm 以下）で覆うこと。

② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。

ウ 選果作業においては、高圧空気又は高圧水等のコナカイガラムシの除去に有効な方法により、果実表面を洗浄するとともに、果実のへたに付着するコナカイガラムシを除去すること。

エ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

① オーストラリア向けの表示：Product of Japan For Australia

② 輸出者名

③ 果実の種類

④ 登録生産園地・施設番号（Code of registered orchard）

⑤ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing facility）

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：要

イ くん蒸条件等

① 登録くん蒸処理施設で実施すること。

- ② 薬剤の種類、薬量、温度、処理時間：次に掲げるとおり。
 - 1) 薬剤：臭化メチル
 - 2) 薬量：48g 以上/m³
 - 3) 温度：15℃以上
 - 4) 処理時間：2 時間
- ③ くん蒸にあたっての注意事項
 - 1) 包装は、くん蒸が行える程度の通気性があり、新しい包装材で行われたものであること。
 - 2) 一回に処理する生果実の量が、登録くん蒸処理施設の内容責の 50%を超えず、かつ、積み付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われること。
- ④ 輸送にあたっての注意事項：くん蒸倉庫と選果こん包施設が同一の建物でない場合は、選果及びこん包が終了した対象生果実をくん蒸倉庫に輸送するに当たって、密閉式輸送機器を用いること。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

ア 消毒検査申請書の添付書類

- ① 低温処理に係る消毒検査：－
- ② くん蒸処理に係る消毒検査：本文第 13 の 2 のくん蒸実施記録表
- ③ 第 33 の消毒に係る消毒検査：－

イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 次のいずれかの検査報告書又はその写し

- ① 栽培地検査報告書
- ② くん蒸処理に係る消毒検査報告書（本文第 15 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、くん蒸実施記録表）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：生産地（都道府県）、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検

査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる品種の荷口をまとめて1つの検査荷口とすることができる。

イ 検査荷口から生果実 600 個以上を無作為に抽出する。ただし、生果実が 600 個未満の場合は全量を対象とする。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：こん包の側面に、第 29 のエの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）

ア 有害動植物：カキノヘタムシガ

イ 措置内容：カキノヘタムシガが発見された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 次のいずれかの検査報告書又はその写し

① 栽培地検査報告書

② くん蒸処理に係る消毒検査報告書（ただし、本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、くん蒸実施記録表）

ウ 目視検査報告書又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次のア及びイの内容について追記を行うものとする。また、栽培地検査が行われた場合にはウ、臭化メチルくん蒸が行われた場合にはエの内容について、追記を行うものとする。

ア The persimmons in this consignment have been produced in Japan in accordance with the conditions governing entry of fresh persimmon fruit to Australia and inspected and found to be free of quarantine pests.

イ 登録選果こん包施設の登録番号並びに密閉式船積み貨物に限りコンテナ番号及び封印番号。ただし、コンテナ番号及び封印番号を関係書類に記載する場合には、植物検疫証明書の番号を併記することとし、その場合は、植物検疫証明書への記載を省略することができる。

ウ The fruit in this consignment has been sourced from an orchard under orchard control for persimmon fruit moth(*Stathmopoda masinissa*).

エ 臭化メチル濃度 1 立方メートル当たり 48 グラム以上であり、果実中心温度が 15℃以上で 2 時間以上くん蒸が行われたこと、くん蒸日及びくん蒸処理施設名

第 17 (輸入国の検査官の査察要請等)

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容 (本文第 17 の 1 関係): 適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限 (本文第 17 の 2 関係): 適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限 (本文第 17 の 6 関係): 適用しない。

第 20 (その他)

第 45 その他 (本文第 20 の 2 関係): 適用しない。

様式第 1 (第 4 関係)

カキノヘタムシガに対する調査記録

生産者氏名 (名称)	
生産園地番号	
生産園地所在地	
生産園地面積	
生産者団体名	

実施年月日	調査者氏名	被害果率	備考

様式第2（第4関係）

カキノヘタムシガに対する防除記録

生産者氏名（名称）	
生産園地番号	
生産園地所在地	
生産園地面積	
生産者団体名	

年月日	作業内容	備考

オーストラリア向けぶどう

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : オーストラリア向けに輸出するぶどう (*Vitis vinifera* 及びその交配種) に属する全ての品種 (*Vitis vinifera* hybrid) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、本文第 2 の 8 及び 9、第 3 の 5 及び 6、第 4 から第 6 まで、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 12 から第 14、第 17 の 1、2 及び 6 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Guignardia bidwellii* (黒腐病菌) 及び *Phytophthora blanda* (房枯病菌)

イ 中リスク有害動植物 : *Drosophila suzukii* (オウトウショウジョウバエ)、*Monilinia fructigena* (灰星病菌)、*Monilia polystroma* (灰星病菌)、*Phakopsora euvitidis* (さび病菌)、*Daktulosphaera vitifoliae* (ブドウネアブラムシ)、*Harmonia axyridis* (ナミテントウ)、*Popillia japonica* (マメコガネ)、*Aleurolobus taonabae* (ブドウコナジラミ)、*Crisicoccus matsumotoi* (マツモトコナカイガラムシ)、*Planococcus kraunhiae* (フジコナカイガラムシ)、*Planococcus lilacinus* (タイワンコナカイガラムシ)、*Pseudococcus comstocki* (クワコナカイガラムシ)、*Eupoecilia ambiguella* (ブドウホソハマキ)、*Sparganothis pilleriana* (テングハマキ)、*Tetranychus kanzawai* (カンザワハダニ)、*Drepanothrips reuteri* (アザミウマ科の一種) 及び *Frankliniella occidentalis* (ミカンキイロアザミウマ)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 防除暦等を踏まえ、オーストラリアの残留農薬基準に配慮した有害動植物の防除が行われること。

イ 無袋果、破袋果及び異常果実の除去が行われること。

ウ 適切な袋かけが行われること。なお、袋かけに用いる袋は、開口部が 0.98mm 以下のものを使用し、果実が 8~10mm に達する時期に、果柄の周囲を隙間なく閉じること。

エ 有害動植物寄生枝葉の除去、剪定、下草管理等が実施されること。

オ 管理者により、アからエまでの実施状況の記録 (以下「園地管理記録」という。) が作成され、2年間保管されること。

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：次に掲げる資料

① 施設の位置図

② 施設の平面図

③ オウトウショウジョウバエに係るトラップ調査の説明資料

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 選果こん包施設の全ての開口部をシートや網（孔の直径は0.98mm以下のものであること。）で覆う等のオウトウショウジョウバエの侵入防止措置が講じられること。

ウ 対象生果実以外の生果実がある場合は、物理的に隔離して保管できること。

注意）対象生果実に係る最終的な選果こん包が行われる前に、登録生産園地の生産者が管理する作業場所等において予備的な選果を行う場合は、当該作業場所等についても選果こん包施設として登録すること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）：適用しない。

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

第13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第4の3の（4）関係）

第14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第4の5関係）

第15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第4の6関係）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

- 第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）
- 第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）
- 第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）
- 第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

- 第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）
- 第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）
- 第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）
- 第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

本文第 7（栽培地検査）

- 第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア 対象有害動植物：黒腐病、房枯病、灰星病（2 種）及びさび病

イ 実施時期及び回数

- ① 落花期から袋かけ期までにおいては、2 週間に 1 回
- ② 袋かけ期においては、1 回
- ③ 袋かけ期直後から収穫期までにおいては、1 か月に 1 回（ただし、第 25 による最終検査を除く）

ウ 方法

① ほ場調査

- 1）登録生産園地の面積が 1ha 未満の場合は、検査実施時期ごとに 20 樹を、園地内からまんべんなく抽出し、検査を行うものとする。
- 2）登録生産園地の面積が 1ha 以上の場合は、検査実施時期ごとに 30 樹を、園地内からまんべんなく抽出し、検査を行うものとする。

② 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第 4 のアからエの措置の実施状況を確認するものとする。

エ 指導

- ① 灰星病（2 種）及びさび病が発見された場合は直ちに対象病害の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。
- ② 異常果実を発見した場合は、直ちに除去するよう管理者に指示するものとする。
- ③ 対象生果実に袋かけが適切に行われていない果実を発見した場合は、当該果実を直ちに除去するとともに、その他の生果実についても、袋かけが適切に行われているかどうかについて点検を行うよう、管理者に指示するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）

ア 対象有害動植物：黒腐病、房枯病、灰星病（2 種）及びさび病

イ 実施時期及び回数：収穫期の最終検査

ウ 方法：第 24 のウと同様。ただし、補助員が設置されている場合の植物防疫官は、補助員の立会いのもと、当該検査を実施するものとする。

エ 指導

- ① 灰星病（2 種）及びさび病が発見された場合は直ちに対象病害の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。
- ② 異常果実を発見した場合は、直ちに除去するよう管理者に指示するものとする。
- ③ 対象生果実に袋かけが適切に行われていない果実を発見した場合は、当該果実を直ちに除去するとともに、その他の生果実についても、袋かけが適切に行われているかどうかについて点検を行うよう、管理者に指示するものとする。

オ その他の必要事項

- ① 収穫した対象生果実を運搬する容器には、登録生産園地番号を明記すること。
- ② 収穫した対象生果実の袋は、登録選果こん包施設に搬入するまで除去しないこと。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：黒腐病又は房枯病

イ 措置内容：黒腐病又は房枯病が発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ 登録選果こん包施設の責任者は、当該施設に搬入される対象生果実が登録生産園地で生産されたものかどうかについて、容器に記載されている登録生産園地番号と栽培地検査報告書に記載されている登録生産園地番号を突合することにより確認

し、当該登録こん包施設に搬入するものとする。

ウ こん包に用いる容器は、原則として、密閉式の容器を使用するものとする。なお、非密閉式の容器を使用する場合は、こん包又は束ねたこん包全体を網（網目の最大直径は0.98mm以下）で覆うこと又はぶどうをこん包する前に包装材料（通気孔を設けているものにあつては、穴の直径が0.98mm以下のものに限る。）で覆うこと。

エ こん包に用いる容器の内側は、ブドウネアブラムシの消毒のためのサルファーパッド（製品ラベルにピロ亜硫酸ナトリウムが製品重量1kgあたり970g以上含まれている（含有率97%以上）旨明記されている市販のもの）が直接ブドウに接触しないよう、プラスチック製のライナーバックで適切に覆われたものであること。

オ 選果技術員は、選果こん包が開始される前に、選果こん包場所に、次に定める手順に従ってトラップを設置し、検査単位ごとの選果開始時及びこん包終了時にショウジョウバエ類の捕獲の有無を確認すること。

① 側面に直径5mm程度の孔を4～6個開けたプラスチック容器（250～750ml程度）を使用すること。

② トラップ内に入れる液体には、リンゴ酢原液（JAS規格に定める酢度4.5%以上のもの）を使用し、液体の量は、容器容量の半分以上とすること。

③ トラップは、登録選果こん包施設の選果こん包場所に2個以上設置し、トラップの相互の間隔は10m以上とすること。

④ トラップは、選果技術員の目の高さ程度の高さに吊り下げること。

カ 選果技術員は、選果により除去された生果実について、検疫対象有害植物による病徴の有無、オウトウショウジョウバエ及びその加害痕の10倍以上の拡大鏡により確認すること。

キ 対象生果実のこん包の側面には、次に掲げる①を表示し、②～⑤をこん包表示の様式により表示すること。

① オーストラリア向けの表示（Product of Japan For Australia）

② 輸出者名（Name of the exporting company）

③ 果実の種類（Fruit type）：Table grapes

④ こん包年月日（Packing date）

⑤ 登録生産園地・施設番号（Code of registered vineyard）

⑥ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing house）

ク 登録選果こん包施設で対象生果実の予備的な選果後に、最終的な選果のために当該対象生果実を運搬する場合は、予備的な選果を行った対象生果実を収納する容器に、登録生産園地番号及び予備的な選果を行った登録選果こん包施設の登録番号を明示し、オウトウショウジョウバエの汚染防止措置（対象生果実を収容した容器全体を、孔の直径が0.98ミリメートル以下の網で覆うこと等）を施すものとする。

【こん包表示の様式】

Product of Japan For Australia

Code of registered vineyard	
Code of registered packing house	
Name of the exporting company	
Fruit type	Table grapes
Packing date	

(注) 大きさは横幅 8 cm 以上とする。

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 11 の 5 関係)

ア 有害動植物 : オウトウショウジョウバエ、黒腐病、房枯病、灰星病 (2 種) 及びさび病

イ 措置内容 : オウトウショウジョウバエ又はその加害痕、黒腐病、房枯病、灰星病 (2 種) 及びさび病の病徴が確認された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 12 (低温処理の実施) : 適用しない。

第 31 低温処理の内容 (本文第 12 の 1 関係)

本文第 13 (くん蒸処理の実施) : 適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容 (本文第 13 の 1 関係)

本文第 14 (消毒検査及び精密検査) : 適用しない。

第 33 消毒の内容 (本文第 14 の 1 関係)

第 34 精密検査の内容 (本文第 14 の 1 関係)

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類 (本文第 14 の 1 関係)

本文第 15 (目視検査)

第 36 目視検査申請書の添付書類 (本文第 15 の 1 関係)

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：一回の選果こん包作業で取り扱われた対象生果実であって、同一品種のものを 1 つの検査荷口とする。ただし、同一の日に複数回の選果こん包作業が行われた場合であって、各選果こん包作業の終了後に行われるトラップの確認の結果、オウトウショウジョウバエの捕獲が確認されなかった場合については、当該複数回の選果こん包作業を行った日に取り扱われた全ての対象生果実について、品種ごとに 1 つの荷口として取り扱うことができるものとする。

イ 検査抽出数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）

ア こん包の側面に第 29 のキの表示が記載されていること。

イ ブドウネアブラムシの消毒のためのサルファーパッドが直接ぶどうに接触しないよう、全てのこん包の内側にプラスチック製のライナーバックが適切に使用されていること。

ウ オウトウショウジョウバエ及びブドウネアブラムシ以外の有害動物が発見され当該ロットを不適合とした場合であって、輸出者が、当該不適合の原因となった登録生産園地のぶどうを該当する輸出検査のロットから除去した場合は、当該ロットの輸出検査を再度行うことができるものとする。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）

ア 有害動植物：オウトウショウジョウバエ、黒腐病、房枯病、灰星病及びさび病

イ 措置内容：オウトウショウジョウバエ、黒腐病、房枯病、灰星病及びさび病並びにそれらの病徴及び食害痕のいずれかが発見された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 栽培地検査報告書又はその写し

ウ 目視検査報告書又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

This is, further, to certify that the fruit in this consignment has been produced in Japan in accordance with the conditions governing entry of table grapes to Australia and inspected and found to be free of quarantine pests and regulated articles. The fruit in this consignment has been produced under the systems approach for *Drosophila suzukii* and the systems approach for *Guignardia bidwellii*, *Physalospora baccae*, *Monilinia fructigena*, *Monilia polystroma* and *Phakopsora euvitis*.

第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ（個）	抽出量
200 房まで	全房数
300 "	200 房
400 "	240 房
500 "	273 房
600 "	300 房
700 "	323 房
800 "	343 房
900 "	360 房
1,000 "	375 房
1,001 房以上	600 房

別記様式（本文第7の8関係）

検査成績表（年度オーストラリア向けぶどう）

- ・落花期 ～ 袋かけ期
- ・袋かけ期
- ・袋かけ期直後 ～ 収穫期

登録検査機関検査員氏名 _____
 補助員氏名 _____
 植物防疫官氏名 _____

申請者 _____ 品種名 _____ 検査年月日 _____

登録生産 園地番号	生産者氏名	生産園 地面積 (a)	補助員又は登録検査機関の検査等	
			袋かけ状況	病虫害発生状況 備考

(注) 対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。

別紙 4

カナダ向けりんご

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : カナダ向けにシステムズアプローチを適用して輸出するりんご (*Malus spp.*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、第 4 の 3 の (4)、5 及び 6、第 5、第 6、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 11 の 5 及び 6、第 12 から第 14 まで、第 17 の 1、2 及び 6 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : 該当なし

イ 中リスク有害動植物 : リンゴ灰星病菌 (*Monilinia fructigena*)、リンゴモニリア病 (*Monilinia mali*)、リンゴ灰星病菌の一種 (*Monilinia polystroma*)、リンゴコカクモンハマキ (*Adoxophyes orana*)、モモシンクイガ (*Carposina sasakii*)、モモノゴマダラノメイガ (*Conogethes punctiferalis*)、スモモヒメシンクイ (*Grapholita dimorpha*)、リンゴコシンクイ (*Grapholita inopinata*)、ナシヒメシンクイ (*Grapholita molesta*)、*Spilonota* 属 (*Spilonota spp.*) ※、キイロマイコガ (*Stathmopoda auriferella*) 及びオウトウハダニ (*Amphitetranychus viennensis*)

※ 日本既発生でカナダ未発生 of *Spilonota* 属のうち、りんごを加害するのはシロヒメシンクイ (*Spilonota albicana*)。

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 検疫対象有害動植物について、発生予察事業 (法第 23 条第 1 項に規定する発生予察事業をいう。) 又はそれに準ずる調査が実施されること。

イ 防除暦等及びアの発生予察事業等に基づき、検疫対象有害動植物の防除が行われること。

ウ 異常果実の除去が行われること。

エ 有害動植物寄生枝葉の除去、剪定、下草管理等が実施されること。

オ 管理者により、イからエまでの措置の実施状況について、生産園地の管理に係る記録が作成され、2 年間保管されること。

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年5月1日

イ 添付書類

- ①発生予察事業又はそれに準ずる調査の対象有害動植物が分かる資料
- ②防除暦等

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）

※ ただし、前年度輸出実績の無い都道府県から輸出される場合に限る。

ア 提出期限：輸出開始予定日の20日前まで

イ 添付書類：不要

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）※ た

だし、前年度輸出実績の無い都道府県から輸出される場合に限る。

ア 提出期限：輸出開始予定日の前日まで

イ 添付書類：不要

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年対象生果実の最初の選果こん包の2か月前まで

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）：有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）※ た

だし、前年度輸出実績の無い都道府県から輸出される場合に限る。

ア 提出期限：輸出開始予定日の20日前まで

イ 添付書類：不要

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）※ た

だし、前年度輸出実績の無い都道府県から輸出される場合に限る。

ア 提出期限：輸出開始予定日の前日まで

イ 添付書類：不要

本文第4（保管施設の登録）

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

ア 提出期日：毎年対象生果実の最初の選果こん包の2か月前まで

イ 添付書類：不要

第13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第4の3の（4）関係）：適用しない。

第14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第4の5関係）：適用しない。

第15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第4の6関係）：適用しない。

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第5の2関係）

第17 低温処理施設の登録要件（本文第5の3関係）

第18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第5の5関係）

第19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第5の6関係）

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

第20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第6の2関係）

第21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第6の3関係）

第22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第6の5関係）

第23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第6の6関係）

本文第7（栽培地検査）

第24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第7の8関係）

ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

イ 実施時期及び回数：6月から対象生果実の収穫が終了するまでの間、原則として2週間に1回

ウ 方法：登録生産園地において、検疫対象有害動植物の発生状況を目視により確認するものとする。

エ 指導：中リスク有害動植物が発見された場合は、必要に応じ、当該対象病害虫の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）

ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

イ 実施時期：対象生果実の収穫前

ウ 方法：登録生産園地において、検疫対象有害動植物の発生状況を目視により確認するものとする。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：検疫有害動植物

イ 措置内容：第 7 の検査の結果、検疫有害動植物が無発生または低発生に維持されていないことが確認されたため、不適合となった登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ こん包に用いる容器は未使用のものを使用すること。原則として、密閉式の容器（通気孔をあける場合は、孔の直径が検疫対象病害虫のガ類が侵入できない大きさ以下のものに限る。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、次に掲げる有害動植物再汚染防止措置を行うこと。

① 密閉倉庫内で未包装のりんごと隔離して保管すること。

② 海港又は空港へ輸送する際には、密閉式輸送機器を用いること。

ウ 選果作業では、エアガン等を利用してダニ類、チョウ目等を取り除くこと。

エ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

① カナダ向けの表示：For Canada

② 果実の種類（Product name）

③ 生産国及び生産都道府県（Country and region of origin）

④ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing facility）

⑤ 登録生産園地・施設番号（Code of registered orchard）

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：1 回の選果こん包で取り扱われた対象生果実

イ 検査抽出数量：検査荷口ごとに 2% 以上

ウ 方法の詳細：検疫対象有害動植物の食入痕が認められる対象生果実は全て切開し、寄生の有無を確認すること。また、寄生が疑われる対象生果実が発見された場合は、当該輸出検査単位内の最低 10 個の対象生果実を切開し、寄生の有無を確認すること。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のエの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）

ア 有害動植物：モモシンクイガ、スモモヒメシンクイ、リンゴコシンクイ又はナシヒメシンクイ

イ 措置内容：次に掲げるとおり対応するものとする。

① 植物防疫官は、モモシンクイガ、スモモヒメシンクイ、リンゴコシンクイ又はナシヒメシンクイを確認した登録生産園地の登録を取消すものとする。

② 植物防疫官は、①の場合は、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体に対し、登録を取り消した旨を理由と併せて通知するとともに、原因究明及び改善措置について報告を求め、必要に応じて現地確認を行うものとする。

③ 植物防疫所長は、②について、植物防疫課長に報告するものとする。

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア 選果こん包実施報告書の写し
- イ 栽培地検査報告書又はその写し
- ウ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

The fruit in this consignment meets the requirements of the MAFF-CFIA Systems Approach for Fresh Apples from Japan to Canada and was inspected and found free from *Adoxophyes orana*, *Amphitetranychus viennensis*, *Carposina sasakii*, *Conogethes punctiferalis*, *Grapholita dimorpha*, *Grapholita inopinata*, *Grapholita molesta*, *Monilinia fructigena*, *Monilinia mali*, *Monilinia polystoroma*, *Spilonota spp.* and *Stathmopoda auriferella*.

※ 追記については Canadian Food Inspection Agency のホームページにて、最新の追記情報を確認すること。

第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別記様式（本文第7の8及び10関係）

検査成績表（年度カナダ向けりんご）

都道府県名 _____ 登録検査機関検査員氏名 _____

補助員氏名 _____

植物防疫官氏名 _____

登録生産園地番号	検査実施日	検査対象病害虫発生状況 (病害虫名及び発生程度)	備考（追加で実施した防除等）

- (注) 1 検査対象病害虫発生状況は、病害虫名及び発生密度を具体的に記載すること。
2 検査対象病害虫発生密度が少程度の場合は、当該病害虫名を記録すること。
3 検査対象病害虫発生密度が中程度以上の場合、当該病害虫に対する病害虫防除についての指導の内容及び実際に行われた防除の詳細を備考に記載すること。

ベトナム向けうんしゅうみかん

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : ベトナム向けに輸出するうんしゅうみかん
(*Citrus unshiu*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、第 5、第 6、第 7 の 10、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 12 から第 14 まで並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Bactrocera tsuneonis* (ミカンバエ) 及び *Pseudomonas syringae* pv. *syringae* (褐斑細菌病)

イ 中リスク有害動植物 : *Aculops pelekassi* (ミカンサビダニ)、*Adoxophyes dubia* (ウスコカクモンハマキ)、*Adoxophyes honmai* (チャノコカクモンハマキ)、*Diaspidiotus perniciosus* (ナシマルカイガラムシ)、*Pseudaonidia duplex* (ミカンマルカイガラムシ) 及び *Zygothrips jamaicensis* (すす点病)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 防除暦等を踏まえ、有害動植物の防除が行われること。

イ 異常果実の除去が行われること。

ウ 有害動植物寄生枝葉の除去、剪定、下草管理等が実施されること。

エ ミカンバエの発生地域から、地理的な障壁又は緩衝地帯によって隔てられていること。

オ ミカンバエの発生地域から、ミカンバエの寄主する植物が持ち込まれないこと。

カ 管理者により、アからウまでの実施状況の記録 (以下「園地管理記録」という。) が作成され、2年間保管されること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

ア 提出期日 : 毎年 2 月末日

イ 添付書類 : 防除暦等 (和文及び英文)

第 6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 2 の 8 関係)

ア 提出期日 : 毎年 4 月 30 日又は輸出開始日の 150 日前のいずれか早い日

イ 添付書類 : 不要

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）

- ア 提出期日：輸出時期の2か月前まで
- イ 添付書類：不要

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

- ア 提出期日：毎年2月末日
- イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

- ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。
- イ 選果こん包が終了した対象生果実を一時保管する場合は、それ以外のものと区別し、隔離した状態で保管できること。
- ウ 選果こん包施設が、1km²当たり1個の設置密度で設置したミカンバエを対象としたトラップ※の有効範囲内にあること。

※ ミカンバエを対象としたトラップは次に掲げるものとする（以下本別紙において同じ。）。

- ① トラップの種類：ガロントラップ
- ② 誘引剤：蛋白質加水分解物
- ③ 殺虫剤：ベトナム植物防疫機関が指定する殺虫剤
- ④ 誘引剤の交換頻度：2週間に一度
- ⑤ 殺虫剤の交換頻度：4週間に一度

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

- ア 報告期限：毎年6月20日又は輸出開始の100日前の日のいずれか早い日
- イ 添付書類：登録生産園地の防除暦等（和文及び英文）

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）

- ア 提出期限：輸出時期の2か月前まで
- イ 添付書類：不要

本文第4（保管施設の登録）

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

- ア 提出期限：毎年2月末日
- イ 添付書類：不要

第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）：保管施設が第 9 のウに掲げるトラップの有効範囲にあること。

第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）

ア 提出期限：毎年 6 月 20 日又は輸出開始の 100 日前のいずれか早い日

イ 添付書類：不要

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）

ア 提出期限：輸出時期の 2 か月前まで

イ 添付書類：不要

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）

第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

本文第 7（栽培地検査）

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア ほ場調査

① 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

② 実施時期及び回数：6 月 1 日から 10 月 31 日まで、4 週間に 1 回

③ 方法

1) 調査方法：全ての登録生産園地について、地表面を含む園地全域に対し、目視により対象有害動植物の発生の有無の確認を行うものとする。

2) 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第 4 のアからウ及びカに掲げる措置が適切に実施されていることを確認するものとする。

④ 指導：中リスク有害動植物が発見された場合は、当該有害動植物の防除措置を実施するよう、管理者に指示するものとする。

イ トラップ調査

- ① 対象有害動植物：ミカンバエ
- ② 設置密度：1 km² 当たり 1 個
- ③ 実施時期及び回数：4 月 1 日から 10 月 31 日まで、2 週間に 1 回
- ④ 方法：第 4 のエ及びオが適切に行われているか確認するとともに、ミカンバエの捕獲の有無を確認するものとする。

ウ 生果実調査

- ① 対象有害動植物：ミカンバエ
- ② 実施時期及び回数：6 月 1 日から 10 月 31 日まで、2 週間に 1 回
- ③ 方法：登録生産園地の園内の全域において落下し、又は変色した果実の外観を目視により確認し、ミカンバエの寄生が疑われるものがあつた場合は、当該果実を切開し、ミカンバエの発生の有無を確認するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）：適用しない。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ

イ 措置内容：ミカンバエが発見された登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ 異常果実の混入を防ぐため、選果作業は、選果こん包の前と工程中の最低 2 回行うこと。

ウ こん包に用いる容器は、プラスチック又は段ボール製の未使用のものであること。また、原則として密閉式の容器（容器に通気孔を設ける場合は、孔の直径は 1.6mm 以下とすること。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、

こん包又は束ねたこん包全体を網（網の目の最大径が 1.6mm 以下のものに限る。）で覆うこと。

エ 対象生果実のこん包又は束ねたこん包の側面には、次の字句を表示すること。

- ① ベトナム向けの表示 (For Viet Nam)
- ② こん包年月日
- ③ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)
- ④ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ

イ 措置内容：ミカンバエが発見された対象生果実を生産した登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：登録生産園地、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる登録生産園地又は品種の荷口をまとめて一つの検査荷口とすることができる。

イ 検査抽出数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のエの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ

イ 措置内容：ミカンバエが発見された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

エ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

The consignment of Satsuma orange fruits has been produced and prepared for export in accordance with the phytosanitary import requirements for importation of fresh Satsuma orange (*Citrus unshiu* Marcow) from Japan into Viet Nam.

The fruit in this consignment was produced in (name and code of places of product/production sites recognized as being free of *Bactrocera tsuneonis*) where recognised as free from *Bactrocera tsuneonis*.

第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）

ア 査察時期：毎年、輸出時期の前

イ 査察対象：登録生産園地

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：毎年 5 月 31 日又は輸出開始予定日の 120 日前のいずれか早い日

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：30 日前まで

第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (kg)		抽出量
200kg 未満		20%以上
200kg 以上	1,000kg 未満	40kg 以上
1,000kg 以上	2,000kg 未満	60kg 以上
2,000kg 以上	5,000kg 未満	80kg 以上
5,000kg 以上	10,000kg 未満	130kg 以上
10,000kg 以上	20,000kg 未満	180kg 以上
20,000kg 以上	60,000kg 未満	220kg 以上
60,000kg 以上	120,000kg 未満	300kg 以上
120,000kg 以上	200,000kg 未満	370kg 以上
200,000kg 以上	360,000kg 未満	450kg 以上
360,000kg 以上		500kg 以上

別記様式①（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度ベトナム向けうんしゅうみかん）

都道府県名 _____

登録検査機関検査員氏名 _____

補助員氏名 _____

植物防疫官氏名 _____

ほ場調査

登録生産園地番号	検査実施日	検査対象有害動植物発生状況 (病害虫名及び発生程度)	備考 (追加で実施した防除等)
		ミカンバエ： 褐斑細菌病： ミカンサビダニ： ウスコカクモンハマキ： チャノコカクモンハマキ： ナシマルカイガラムシ： ミカンマルカイガラムシ： すす点病：	
		ミカンバエ： 褐斑細菌病： ミカンサビダニ： ウスコカクモンハマキ： チャノコカクモンハマキ： ナシマルカイガラムシ： ミカンマルカイガラムシ： すす点病：	

(注) 1 検査対象病害虫発生状況は病害虫名及び発生程度を具体的に記録すること。

2 検査対象病害虫（ミカンバエ及び褐斑細菌病を除く）の発生程度が中程度以上の場合、当該病害虫に対する病害虫防除についての指導の内容及び実際に行われた防除の詳細を備考に記載すること。

別記様式②（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度ベトナム向けうんしゅうみかん）

都道府県名 _____

登録検査機関検査員氏名 _____

補助員氏名 _____

植物防疫官氏名 _____

トラップ調査及び生果実調査（ミカンバエ対象）

登録生産園地番号 _____

トラップNo	トラップ調査		生果実調査		備考
	検査実施日	ミカンバエ捕獲の有無	登録生産園地番号	検査実施日	

- (注) 1 「捕獲されたその他の昆虫」欄には、ミカンバエ以外の昆虫等を記載すること（記載はトラップごとではなく、まとめて記載しても可）。
- 2 トラップ調査及び生果実調査において、ミカンバエが捕獲された場合は、「ミカンバエ捕獲の有無」欄に発見頭数も記載すること。
- また、生果実調査においては、ミカンバエに寄生された果実数も記載すること。

ベトナム向けなし

本文第1（目的及び定義）

第1 対象生果実（本文第1の2関係）：ベトナム向けに輸出するなし（*Pyrus pyrifolia*）の生果実

第2 適用範囲（本文第1の3関係）：本別紙においては、本文第2の8及び9、第3の5及び6、第4の5及び6、第5の5及び6、第6、第8の1の（4）、第17の1、2及び6並びに第20の2については、適用しない。

第3 検疫対象有害動植物（本文第1の4関係）

ア 高リスク有害動植物：*Carposina sasakii*（モモシンクイガ）、*Gibberella avenacea*（なし果実腐敗病）及び *Alternaria gaisen*（なし黒斑病）

イ 中リスク有害動植物：*Diaspidiotus perniciosus*（ナシマルカイガラムシ）、*Lepidosaphes conchiformis*（ナシカキカイガラムシ）、*Aphanostigma iakusuiensis*（キナコネアブラムシ）、*Acrobasis pyrivorella*（ナシマダラメイガ）、*Grapholita inopinata*（リンゴコシンクイ）、*Grapholita molesta*（ナシヒメシンクイ）、*Spilonota ocellana*（リンゴシロヒメハマキ）、*Diaporthe eres*（フォモプシス枝枯病）、*Zygophiala jamaicensis*（なしすす点病）及び *Phytophthora syringae*（なし疫病）

本文第2（生産園地・生産施設の登録）

第4 生産園地の登録要件（本文第2の1関係）

ア 防除暦等を踏まえ、有害動植物の防除が行われること。

イ 異常果実の除去が行われること。

ウ モモシンクイガ、リンゴコシンクイ及びナシヒメシンクイ（以下「3種のシンクイガ」という。）に対して、次の①から③までのいずれかの措置が行われること。

① 交信かく乱剤の設置及び農薬の散布

（ア）交信かく乱剤の設置：モモシンクイガ及びナシヒメシンクイに対して農薬登録上の適用がある交信かく乱剤を、ラベルに記載される使用時期、使用方法等に従って、当該申請に係る生産園地全体（当該生産園地の面積が1ヘクタール未満の場合は、隣接する園地等を含めた1ヘクタール以上の土地の全体）に均等に設置すること。

（イ）農薬の散布：防除暦等を踏まえつつ、シンクイガ類に有効な農薬をその飛翔期間を含む栽培期間中に少なくとも5回（おおむね月に1回）使用すること。

② 袋かけの実施：対象生果実を収穫する樹木について、結実後速やかに、収穫開始日の30日前まで果柄の周囲をすき間なく閉じるよう袋かけを実施すること。

③ 本文第12の低温処理の実施

エ 有害動植物寄生枝葉の除去、剪定、下草管理等が実施されること。

オ 管理者により、アからエ（ウの③を除く）までの実施状況の記録（以下「園地管理記録」という。）が作成され、2年間保管されること。

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年3月31日

イ 添付書類：防除暦等（和文及び英文とする。毎年4月30日を提出期限として、生産園地・生産施設登録申請書の提出後に提出することも可とする。）

ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄に3種のシンクイガに対して講ずる第4のウの措置内容を記載するものとする。

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 対象生果実を保管する場合は、それ以外の生果実と明確に隔離して保管すること又は温度約8℃以下で保管できること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）：適用しない。

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）：対象生果実を保管する場合は、それ以外の生果実と区別し、病虫害再汚染防止措置が講じられた状態で保管すること又は温度約 8℃以下で保管できること。

第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）：適用しない。

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）：適用しない。

本文第 5（低温処理施設の登録）

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）

ア 提出期日：毎年 4 月 30 日

イ 添付書類：不要

第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）

ア 対象生果実の中心部の温度（部屋の中央付近の積荷の中心部及び最上部の端並びに冷却風の戻り口付近の積荷の中心部及び最上部の端に所在する生果実の中心部の温度）を温度 0℃以下で保持できること。

イ 対象生果実の中心部の温度及び部屋の空間部の温度を部屋の外部から確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、4 時間ごとに温度を 0.1℃単位で記録できる能力を有すること。

エ 原則として、適切な温度管理を行うための低温処理実施者を置くこと。

オ 温度記録の改ざんを防止できること。

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）：適用しない。

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）：適用しない。

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

本文第 7（栽培地検査）

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

イ 実施時期及び回数

① 春期（おおむね結実期）においては、1 回

② 収穫前においては、収穫開始日の 31 日以上前の可能な限り遅い時期に 1 回

ウ 方法

- ① ほ場調査：全ての樹木を対象に有害動植物の発生の有無を目視により確認するとともに、地表面を含む園地全体についても目視により同様の確認を行うものとする。
- ② 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第4のアからオ（ウの③を除く）までの実施状況を確認するものとする。
- ③ 交信かく乱剤の設置又は袋かけの状況の確認：交信かく乱剤の設置又は袋かけの措置を実施している登録生産園地にあつては、これらの措置の実施状況を確認するものとする。

エ 指導

- ① 補助員が、交信かく乱剤の設置が適切に行われていない生産園地を発見した場合は、その旨を植物防疫官に報告するものとする。植物防疫官は、補助員からの報告に応じて、補助員を通じ、管理者に指示するものとする。
- ② 登録検査機関が、交信かく乱剤の設置が適切に行われていない生産園地を発見した場合は、当該措置を適切に行うよう管理者に指示するものとする。
- ③ 袋かけが適切に行われていないなしを発見した場合は、生産者に対し、当該なしを直ちに除去し、又は当該なしを収穫する樹木にマークを付けるよう指示するものとする。
- ④ 対象生果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、管理者に直ちに当該対象生果実を除去するよう指示するものとする。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）

ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

イ 実施時期：第24の検査後に実施するものとする。

- ① 春期においては、1回
- ② 収穫期においては、収穫開始日の30日以上前の可能な限り遅い時期に1回

ウ 方法

- ① ほ場調査：園地全体について目視による確認を行うものとする。
- ② 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第4のアからオ（ウの③を除く）までの実施状況を確認するものとする。
- ③ 交信かく乱剤の設置又は袋かけの状況の確認：交信かく乱剤の設置又は袋かけの措置を実施している登録生産園地にあつては、これらの措置の実施状況を確認するものとする。

エ 指導

- ① 中リスク有害動植物が発見された場合は、直ちに当該対象病害虫の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。

- ② 対象生果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、管理者に直ちに当該異常果実を除去するよう指示するものとする。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）

- ア 交信かく乱剤の措置が行われた登録生産園地にあつては、交信かく乱剤の設置を実施したこと。
- イ 袋かけの措置が行われた登録生産園地にあつては、袋かけを実施したこと。
- ウ ア及びイの措置を行わなかった登録生産園地（これらの措置が適切に行われなかった登録生産園地を含む。）にあつては、措置が未実施であること。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

- ア 有害動植物：高リスク有害動植物
- イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

- ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。
- イ 選果作業は、選果こん包の工程中に 2 回行い、病虫害寄生果や異常果実の混入がないようにすること。
- ウ モモシンクイガ、リンゴコシンクイ及びナシヒメシンクイに対する措置として、低温処理が選択されている登録生産園地で生産された対象生果実は、その他の措置が選択されている登録生産園地で生産された対象生果実とは別に選果すること。
- エ こん包に用いる容器はプラスチック又は段ボール製の未使用のものを使用すること。原則として、密閉式の容器を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、次に掲げる有害動植物再汚染防止措置を行うこと。
 - ① こん包又は束ねたこん包全体を網（網の目の最大径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で覆い、又は約 8℃以下で保管すること。
 - ② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。

オ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

- ① ベトナム向けの表示 (For Vietnam)
- ② 輸出者名 (Name of the exporting company)
- ③ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)
- ④ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 11 の 5 関係)

ア 有害動植物：高リスク有害動植物

イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 12 (低温処理の実施)

第 31 低温処理の内容 (本文第 12 の 1 関係)

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：要

イ 低温処理条件等

- ① 氷点法により、低温処理の開始直前における温度計の示度が正確であることを確認すること。
- ② 植物防疫官又は登録検査機関の立会の下、予備冷蔵により対象生果実の中心部の温度を 0℃以下とすること。
- ③ ②を実施後、引き続き対象生果実の中心部の温度が、40 日間 0℃以下を保持していることを確認すること。

本文第 13 (くん蒸処理の実施) ※ 本文第 15 の目視検査において、中リスク有害動植物(有害植物を除く)を確認したため不適合となり、再度の目視検査を実施する場合に限る。

第 32 くん蒸処理の内容 (本文第 13 の 1 関係)

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：くん蒸処理を実施する者が、消毒検査を受けた実績がない場合には、当該者の行う消毒の開始時又は終了時に現場に立会を要するものとする。

イ くん蒸条件等

- ① 輸入植物検疫規程第 4 条第 2 項に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設で実施すること。
- ② 薬剤の種類、薬量、温度、処理時間：次に掲げるとおり。
 - 1) 薬剤：臭化メチル
 - 2) 薬量及び生果実の中心温度：40g/m³ (15℃以上) 又は 48g/m³ (10℃～15℃)
 - 3) 処理時間：2 時間以上

本文第 14（消毒検査及び精密検査）

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

ア 消毒検査申請書の添付書類

- ① 低温処理に係る消毒検査：本文第 12 の 2 の低温処理実施記録表
- ② くん蒸処理に係る消毒検査（本文第 15 の目視検査において、中リスク有害動植物（有害植物を除く）を確認したため不適合となった対象生果実について、再度の目視検査を申請する場合に限る。）
 - 1）本文第 13 の 2 のくん蒸処理実施記録表
 - 2）本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）
- ③ 第 33 の消毒に係る消毒検査：－

イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、低温処理実施記録表）

※ 本文第 15 の目視検査において、中リスク有害動植物（有害植物を除く）が確認され、再度の目視検査を申請する場合の添付書類

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）

オ 中リスク有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）

カ くん蒸処理に係る消毒検査報告書（本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理実施記録表）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：登録生産園地、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる地域又は異なる品種の荷口をまとめて一つの検査荷口とすることができる。

イ 検査抽出数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のオの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）

ア 有害動植物：高リスク有害動植物

イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し

イ 栽培地検査報告書又はその写し

ウ 選果こん包実施報告書の写し

エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、低温処理実施記録表）

オ くん蒸処理に係る消毒検査報告書又はその写し（くん蒸処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理記録表）

カ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。）

※ 本文第 15 の目視検査において、中リスク有害動植物（有害植物を除く）が確認された場合の輸出検査申請書の添付書類

ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）

オ 中リスク有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）

カ くん蒸処理に係る消毒検査報告書（本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理実施記録表）

キ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）

ア 次の追記を行う。

The consignment of pear fruits was inspected in Japan and found free from quarantine pests specified at the phytosanitary import requirements for fresh pear fruits (*Pyrus pyrifolia*) from Japan for export to Vietnam.

イ モモシンクイガ、リンゴコシンクイ及びナシヒメシンクイに対する措置として、交信かく乱剤の設置、袋かけ又は低温処理のいずれかの措置であるかの別を以下のとおり、追記するものとする。なお、低温処理及びくん蒸処理が行われた場合は、その処理内容について、植物検疫証明書の消毒欄に記載するものとする。

Selected pests management; (Cold treatment) and/or (Installation of mating disruption) and/or (Fruit bagging).

第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (kg)		抽出量
200kg 未満		20%以上
200kg 以上	1,000kg 未満	40kg 以上
1,000kg 以上	2,000kg 未満	60kg 以上
2,000kg 以上	5,000kg 未満	80kg 以上
5,000kg 以上	10,000kg 未満	130kg 以上
10,000kg 以上	20,000kg 未満	180kg 以上
20,000kg 以上	60,000kg 未満	220kg 以上
60,000kg 以上	120,000kg 未満	300kg 以上
120,000kg 以上	200,000kg 未満	370kg 以上
200,000kg 以上	360,000kg 未満	450kg 以上
	360,000kg 以上	500kg 以上

別記様式（本文第7の8及び10関係）

検査成績表（年度ベトナム向けなし）【春期・収穫前】

申請者名 _____ 登録検査機関検査員氏名 _____ 検査年月日 _____
 補助員氏名 _____ 検査年月日 _____
 植物防疫官氏名 _____ 検査年月日 _____

登録生産 園地番号	生産者 氏名	生産園 地面積 (a)	品種名	補助員又は登録検査機関の検査等		植物防疫官又は登録検査機関の検査等			合格 面積 (a)
				シンクイガに 対する措置状況	病害虫 発生状況	備考	シンクイガに 対する措置状況	病害虫 発生状況	

(注) 1 標題の対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。

2 「シンクイガに対する措置状況」欄には、袋かけ、交信かく乱、低温処理のいずれかを記載すること。

ベトナム向けりんご

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : ベトナム向けりんご (露地で栽培される *Malus pumila* Mill. 及びその種に属する全ての品種)

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、第 11 の 5 及び 6、第 15 の 12 から 14 並びに第 17 の 1、2 及び 6 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Botryosphaeria obtuse* (りんご黒腐病)、*Botryosphaeria ribis* (りんご胴腐病)、*Gibberella avenacea* (りんご水腐病、果梗腐病)、*Monilinia laxa* (和名なし)、*Pseudomonas syringae* pv. *syringae* (和名なし)、*Pseudomonas viridiflava* (和名なし) 及び *Diaporthe tanakae* (りんご胴枯病)

イ 中リスク有害動植物

① 中リスク有害動物 : *Rhynchites heros* (モモチョッキリゾウムシ)、*Diaspidiotus perniciosus* (ナシマルカイガラムシ)、*Lopholeucaspis japonica* (ナシシロナガカイガラムシ)、*Ostrinia scapularis* (アズキノメイガ)、*Grapholita inopinata* (りんごコシンクイ)、*Grapholita molesta* (ナシヒメシンクイ)、*Spilionota albicana* (シロヒメシンクイ)、*Argyresthia conjugella* (りんごヒメシンクイ)

② 中リスク有害植物 : *Alternaria mali* (りんご斑点落葉病)、*Botryosphaeria berengerianaf. sp. Pyricola* (りんご輪紋病)、*Diaporthe eres* (フォモプシス枝枯病)、*Gymnosporangium yamadae* (りんご赤星病)、*Monilia polystroma* (りんご灰星病)、*Phytophthora syringae* (りんご疫病)、*Phytophthora megasperma* (和名なし) 及び *Schizothyrium pomi* (りんごすす点病)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 防除暦に従い、有害動植物の防除が行われること。

イ 異常果実の除去が行われること。

ウ 有害動植物寄生枝葉の除去、剪定、下草管理等が実施されること。

エ 袋かけが、対象生果実を収穫する樹木について、結実後速やかに、果柄の周囲をすき間なく閉じるよう実施されていること (本文第 12 の低温処理を実施する場合は除く)。

オ 管理者により、アからエまでの実施状況の記録（以下「園地管理記録」という。）が作成され、2年間保管されること。

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年3月31日

イ 添付書類：防除暦等

ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄にナシヒメシンクイに対して講ずる第4のウの措置内容を記載するものとする。

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）

ア 提出期日：7月31日又は輸出開始予定日の20日前の日のいずれか早い日

イ 添付書類：防除暦等

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）

ア 提出期限：毎年輸出開始日の前日まで

イ 添付書類：防除暦等

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 対象生果実を保管する場合は、それ以外の生果実と明確に隔離して保管すること又は温度約0℃以下で保管すること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

ア 提出期限：毎年7月31日又は輸出開始予定日の20日前の日のいずれか早い日

イ 添付書類：不要

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）

ア 提出期限：毎年輸出開始日の前日まで

イ 添付書類：不要

本文第 4（保管施設の登録）

第 12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 4 の 2 関係）

- ア 提出期日：毎年 4 月 30 日
- イ 添付書類：不要

第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）：対象生果実を保管する場合は、それ以外の生果実と区別し、有害動植物再汚染防止措置が講じられた状態で保管すること又は温度約 0℃以下で保管できること。

第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）

- ア 提出期限：毎年 7 月 31 日又は輸出開始予定日の 20 日前の日のいずれか早い日
- イ 添付書類：不要

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）

- ア 提出期限：毎年輸出開始日の前日まで
- イ 添付書類：不要

本文第 5（低温処理施設の登録）

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）

- ア 提出期日：毎年 4 月 30 日
- イ 添付書類：不要

第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）

- ア 植物防疫官が実施する低温処理に関する技術研修を修了した者（以下「低温処理技術員」という。）を配置すること。
- イ 対象生果実の中心部の温度を 1.1℃以下で保持できること。
- ウ 対象生果実の中心部の温度（部屋の中央付近及び冷却風の戻り口付近の積荷の中心部及び最上部の端に所在する生果実の中心部の温度）及び部屋の空間部の温度（2カ所）を確認できる自動温度記録装置を有すること。
- エ ウの自動温度記録装置は、少なくとも 4 時間ごとに温度を 0.1℃単位で記録できる能力を有すること。
- オ 温度記録の改ざんを防止できること。

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）

- ア 提出期限：毎年 7 月 31 日又は輸出開始予定日の 20 日前の日のいずれか早い日
- イ 添付書類：不要

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）

- ア 提出期限：毎年輸出開始日の前日まで
- イ 添付書類：不要

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）

- ア 提出期日：－
- イ 添付書類：次に掲げる資料（ただし、第 21 のイの場合に限る。）
 - ① くん蒸倉庫所在地図
 - ② くん蒸倉庫見取図（くん蒸室、各部屋の名称及び面積を記載）
 - ③ くん蒸倉庫構造明細書（平面図及び立体図を含む。）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）：次のアからウのいずれかに掲げる要件を満たすこと。

- ア 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級に該当するくん蒸処理施設
- イ 申請の過去 3 年間にくん蒸倉庫指定要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局通達）第 5 の（1）及び（2）に準じた審査を行い、登録された実績のあるくん蒸処理施設
- ウ 次に掲げる要件を満たすくん蒸処理施設
 - ① くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（1）に準じた審査により、当該くん蒸処理施設が、同要綱における指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たすこと。
 - ② ①の要件を満たしたくん蒸処理施設において、くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（2）に準じた審査を行い、当該くん蒸処理施設が、輸入植物検疫規程第 4 条第 2 項の別表 4 に規定する特 A 級又は A 級と同等の要件を満たすこと。

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）

- ア 提出期限：－
- イ 添付書類：不要

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

- ア 提出期限：－
- イ 添付書類：不要

本文第 7（栽培地検査）

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア 対象有害動植物：第 3 のア及びイの②に掲げるもの

イ 実施時期及び回数

- ① 開花期においては、1 回
- ② 収穫前においては、収穫開始日の 31 日以上前の可能な限り早い時期に 1 回

ウ 方法

- ① ほ場調査：園地全域について目視による確認を行い、病徴があるものについて分離、培養等を実施するものとする。
- ② 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第 4 のアからウ及びオの措置の実施状況を確認するものとする。
- ③ 袋かけの実施状況の確認：園地管理記録を確認し、第 4 のエの袋かけの措置が、収穫前の検査において、果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から行われているかどうか確認するものとする（本文第 12 の低温処理を実施する場合は除く）。

エ 指導

- ① 対象生果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、管理者に直ちに当該対象生果実を除去するよう指示するものとする。
- ② 袋かけを実施する登録生産園地において、当該袋かけが適切に行われていないりんごを発見した場合には、管理者に当該りんごを直ちに除去するか、又は当該りんごを収穫する樹木に標識をつけるよう指示するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）

ア 対象有害動植物：第 3 のア及びイの②に掲げるもの

イ 実施時期及び回数：第 24 の検査後に実施するものとする。

- ① 開花期においては、1 回
- ② 収穫前においては、収穫開始日の 30 日前までの可能な限り早い時期に 1 回

ウ 方法

- ① ほ場調査：園地全域について目視による確認を行うものとする。
- ② 袋かけの実施状況の確認：園地管理記録を確認し、第 4 のエの袋かけの措置が、収穫前の検査において、果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から行われているかどうか確認するものとする（本文第 12 により低温処理を実施する場合は除く）。

エ 指導

- ① 第 3 のイの②の有害動植物が発見された場合は、直ちに当該対象病害虫の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。
- ② 袋かけを実施する登録生産園地において、当該袋かけが適切に行われていない

りんごを発見した場合には、管理者に当該りんごを直ちに除去するか、又は当該りんごを収穫する樹木に標識をつけるよう指示するものとする。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）

- ア 袋かけの措置が行われた登録生産園地にあつては、園地管理記録等により、輸対象の果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から収穫開始日の 30 日前まで行われていたことが確認されること。
- イ 袋かけが適切に行われていない場合は、本文第 12 の低温処理の実施について管理者の意向が確認されること。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）

- ア 袋かけの措置が行われた登録生産園地にあつては、袋かけを実施したこと。
- イ 袋かけの措置を行わなかった登録生産園地（袋かけが適切に行われなかった登録生産園地を含む。）にあつては、袋かけが未実施であること。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

- ア 有害動植物：高リスク有害動植物
- イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

- ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。
- イ こん包に用いる容器は、密閉式の容器（通気孔をあける場合は、孔の直径が 1.6mm 以下のものに限る。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次の措置を行うこと。
 - ① 密閉倉庫内で未包装のりんごと隔離し、又は温度約 0℃以下で保管すること。
 - ② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。
- ウ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。
 - ① ベトナム向けの表示 (For Vietnam)
 - ② 輸出者名 (Name of the exporting company)
 - ③ 果実の種類 (Fruit type)
 - ④ こん包年月日 (Packing date)
 - ⑤ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)
 - ⑥ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

- ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：不要
- イ 低温処理条件等：低温処理技術員が次に掲げるとおり実施するものとする。
 - ① 氷点法により、低温処理の開始直前における温度計の示度が正確であることを確認する。
 - ② 予備冷蔵により対象生果実の中心温度を 1.1℃以下とすること。
 - ③ ②の実施後、引き続き対象生果実の中心温度が、28 日間 1.1℃以下を保持していることを確認する。

本文第 13（くん蒸処理の実施）※ 本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫対象病虫害（有害植物を除く）を確認したため不適合となり、再度の目視検査を実施する場合に限る。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

- ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：くん蒸処理を実施する者が、消毒検査を受けた実績がない場合には、当該者の行う消毒の開始時又は終了時に現場に立会を要するものとする。
- イ くん蒸条件等
 - ① 登録くん蒸処理施設で実施すること。
 - ② 薬剤の種類、薬量、温度、処理時間：次に掲げるとおり。
 - 1) 薬剤：臭化メチル
 - 2) 薬量及び生果実の中心温度：40g/m³（15℃以上）又は 48g/m³（10℃～15℃）
 - 3) 処理時間：2 時間以上

本文第 14（消毒検査及び精密検査）

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

- ア 消毒検査申請書の添付書類
 - ① 低温処理に係る消毒検査：本文第 12 の 2 の低温処理実施記録表
 - ② くん蒸処理に係る消毒検査（本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫対象病虫害（有害植物を除く）を確認したため不適合となった対象生果実

について、再度の目視検査を申請する場合に限る。)

1) 本文第 13 の 2 のくん蒸処理実施記録表

2) 本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書(ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。)

③ 第 33 の消毒に係る消毒検査：－

イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第 15 (目視検査)

第 36 目視検査申請書の添付書類(本文第 15 の 1 関係)

ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し(低温処理を実施した場合に限る。

本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表)

※ 本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫有害動植物(有害植物を除く)が確認され、再度の目視検査を申請する場合の添付書類

ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し(低温処理を実施した場合に限る。

本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表)

オ 第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書(ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。)

カ くん蒸処理に係る消毒検査報告書(本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理実施記録表)

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

- ア 検査荷口の単位：1 回の選果こん包作業で取り扱われた対象生果実を品種ごとに 1 つの検査単位（ロット）とする。
- イ 検査抽出数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出した対象生果実が含まれる各こん包の側面に、第 29 のウの表示があること。

- ※ 目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認され、再度の目視検査により適合となった場合は、目視検査報告書に再検査の旨記載すること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 12 関係）：適用しない。

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）
- オ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

※ 本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認された場合の輸出検査申請書の添付書類

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）
- オ 第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）

カ くん蒸処理に係る消毒検査報告書（本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理実施記録表）

オ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

ア The consignment was inspected in Japan and found free from quarantine pests (Annex1). Detail as per attached sheet.

イ 袋かけ又は低温処理のいずれかの措置であるかの別の追記

Selected pests management; (Fruit bagging) and/or (Cold treatment)

なお、低温処理及びくん蒸処理が行われた場合は、さらに、その処理内容について植物検疫証明書の消毒欄に記載するものとする。

第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (kg)		抽出量
200kg 未満		20%以上
200kg 以上	1,000kg 未満	40kg 以上
1,000kg 以上	2,000kg 未満	60kg 以上
2,000kg 以上	5,000kg 未満	80kg 以上
5,000kg 以上	10,000kg 未満	130kg 以上
10,000kg 以上	20,000kg 未満	180kg 以上
20,000kg 以上	60,000kg 未満	220kg 以上
60,000kg 以上	120,000kg 未満	300kg 以上
120,000kg 以上	200,000kg 未満	370kg 以上
200,000kg 以上	360,000kg 未満	450kg 以上
360,000kg 以上		500kg 以上

別記様式（本文第7の8及び10関係）

検査成績表（ 年度ベトナム向けりんご）【開花期・収穫前】

申請者名 _____ 登録検査機関検査員氏名 _____ 検査年月日 _____
 補助員氏名 _____ 検査年月日 _____
 植物防疫官氏名 _____ 検査年月日 _____

登録生産 園地番号	生産者 氏名	生産園 地面積 (a)	品 種 名	補助員又は登録検査機関の検査等			植物防疫官又は登録検査機関の検査等			合格 面積 (a)
				袋かけ状況	病害虫 発生状況	備考	袋かけ状況	病害虫 発生状況	備考	

(注) 標題の対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。

(別紙)

輸出検査実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5904号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(目的、定義等)</p> <p>第1 (略)</p> <p>2 「<u>二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領</u>」(令和5年9月6日付け5消安第3182号農林水産省消費・安全局長通知。以下「<u>二国間生果実実施要領</u>」<u>という。</u>)の対象生果実として、各別紙の1に規定される生果実の輸出検査については、「<u>二国間生果実実施要領</u>」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2～第9 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>様式第1号～様式第14号 (略)</p>	<p>(目的及び定義)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2～第9 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>様式第1号～様式第14号 (略)</p>

附 則

この通知は、令和5年9月6日から施行する。

輸出検査実施要領

令和5年2月20日 4消安第5904号
農林水産省消費・安全局長通知

沿革

令和5年6月30日 5消安第2030号 一部改正

令和5年9月6日 5消安第3182号 一部改正

(目的及び定義)

- 第1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号。以下「規程」という。）に規定する輸出植物等の検査（以下「輸出検査」という。）を齊一かつ円滑に実施するため、この要領を定める。
- 2 「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」（令和5年9月6日付け5消安第3182号農林水産省消費・安全局長通知。以下「二国間生果実実施要領」という。）の対象生果実として、各別紙の1に規定される生果実の輸出検査については、「二国間生果実実施要領」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 3 この要領で「植物等」とは、法第10条第1項に規定する植物又は物品及びこれらの容器包装をいう。
- 4 この要領で「区分別検査」とは、規程第1条に規定する、植物の栽培地における検査（以下「栽培地検査」という。）、消毒に関する検査（以下「消毒検査」という。）、遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査（以下「精密検査」という。）又は植物等の目視による検査（以下「目視検査」という。）をいう。

(区分別検査の申請)

- 第2 区分別検査を受けようとする者（以下「区分別検査申請者」という。）は、その受けようとする区分別検査の実施場所を管轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官又は当該区分別検査と同一の検査に係る法第2条第4項の登録検査機関のうち、その登録に係る検査を行う区域に当該区分別検査の実施場所を含むものに対し、第7の1の植物検疫証明書の交付の申請に先立ち、植物防疫官への申請に際しては様式第1号から第5号までの区分別検査に関する申請書のうち当該区分別検査に係るものを、登録検査機関への申請に際しては当該登録検査機関が登録検査機関の登録等実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5910号消費・安全局長通知。以下「登録等実施要領」という。）第3の1に基づき業務規程（法第10条の9第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に定める様式による申請書を、原則として農林水産省共通申請サービスシステム（以下「eMAFF」という。）を通じて提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区分別検査の申請が第7の1の植物検疫証明書の交付の申請と同一の植物防疫所の植物防疫官に対して行われる場合であって、受けようとする区分別検査が消毒検査又は精密検査であるときは、規則第23条の規定による検査申請書（規則第12号様式。

以下「輸出検査申請書」という。)の備考欄(輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)にあっては、記事欄)に消毒検査又は精密検査に関する申請書に定める事項を転記することをもちって当該申請に代えることができるものとする。

- 3 1の規定にかかわらず、区分別検査の申請が第7の1の植物検疫証明書の交付の申請と同一の植物防疫所の植物防疫官に対して行われる場合であって、受けようとする区分別検査が目視検査であるときは、植物検疫証明書の交付の申請をもちって当該申請に代えることができるものとする。
- 4 前2項の場合、区分別検査申請者は、第7の1の植物検疫証明書の交付の申請に併せて申請する区分別検査に関する申請書に記載される記載に当たっての留意事項等を遵守し、精密検査及び目視検査の場合は、検査試料を無償で提供することに同意するものとする。
- 5 植物防疫官又は登録検査機関は、1、2又は3により提出された区分別検査に関する申請書に必要な情報の全てが記載されていることについて確認を行うものとする。ただし、消毒検査又は精密検査においては、輸入国が要求する消毒又は検査の内容が不明確な場合は、次に掲げる情報が適切に記載されていることについて確認を行うものとし、必要があると認めたときは、当該区分別検査申請者に対し、当該区分別検査に関する申請書に記載される消毒又は検査の内容に問題がないかの確認を輸入国に対して行うよう求めるものとする。
 - (1) 消毒検査
検査の対象となる植物等(以下「検査対象植物等」という。)に応じた輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)別表第3に規定する消毒方法等
 - (2) 精密検査
次のいずれかに該当するもの
 - ア 植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)等の国際基準
 - イ 国際的な検査機関、研究機関等により公表されている手法
 - ウ 植物防疫所又は申請を受けた登録検査機関が、文献や公表論文により公知となっている同定手法を参考として自ら作成した手法であって、検査対象とする有害動物又は有害植物(以下「有害動植物」という。)に対する試験によりその有効性を確認しているもの
- 6 植物防疫官又は登録検査機関は、前項の確認の結果、必要があると認めたときは、区分別検査申請者に対し、区分別検査に関する申請書の修正を求めるものとする。
- 7 植物防疫官は、1、2又は3により区分別検査に関する申請書の提出(6により当該申請書の修正を求めた場合にあつては、適切に修正された申請書の提出を含む。次の2項において同じ。)がなされたときは、申請番号として、自所の統計・担当所コードに、栽培地検査はF、消毒検査はG、精密検査はH、目視検査はIの英文字及び8桁の任意番号を続けたものを付すものとする(例:000-F-00000001)。
- 8 登録検査機関は、1により区分別検査に関する申請書の提出がなされたときは、当該申請書に、登録等実施要領第3の1に基づき業務規程に定める方式により申請番号を付すものとする。
- 9 植物防疫官又は登録検査機関は、1、2又は3により区分別検査に関する申請書の提出がなされたときは、区分別検査申請者に対し、あらかじめ区分別検査を実施する期日、場所並びに立会いを要する場合にはその旨及びその際に必要となる第4の4に掲げる措置の具体的な内容を原則としてeMAFFを通じて通知するものとする。
- 10 区分別検査申請者が、1、2又は3により提出された区分別検査に関する申請書(6により

申請書の修正を求めた場合にあつては、適切に修正された申請書)の記載内容を変更する場合には、直ちにその旨を1の植物防疫所の植物防疫官又は登録検査機関に通知するものとする。

(補助員の設置)

第3 植物防疫所長(那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)は、植物防疫官が行う栽培地検査の事務を補助させるため、必要があると認めるときは、規程第5条に基づき栽培地検査補助員(以下「補助員」という。)を委嘱することができる。

2 補助員は、有害動植物に関する知識を有し、かつ、当該栽培地検査の対象となる植物の売買に関し直接利害関係を有しない者から委嘱するものとし、委嘱に当たっては栽培地検査補助員委嘱書(様式第6号)を交付するものとする。

3 植物防疫所長は、委嘱した補助員に対し、第2の1の申請がなされた栽培地検査に関する申請書の写しを送付するとともに、栽培地検査を実施する期日等の通知、栽培地検査の具体的な方法、補助員検査記録書(様式第7号。以下「記録書」という。)の記載の方法、栽培地検査報告書の交付等の事務の内容の指示を行うものとし、必要があると認めるときは、これらの内容の講習及び指導を行うものとする。

(区分別検査の実施)

第4 植物防疫官又は登録検査機関は、区分別検査に関する申請書に記載の番号が付された行ごとに、規程第3条第1項から第4項まで(規程第7条の規定により準用する場合を含む。)、規程第4条第1項各号(規程第7条の規定により準用する場合を含む。)及び別表1に規定する検査の方法及び検査する数量等について区分別検査を実施するものとする。

2 補助員が栽培地検査を補助した場合には、補助員はその内容を記録書に記録し、当該栽培地検査が実施される場所を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

3 区分別検査申請者又はその代理人は、栽培地検査及び目視検査に立ち会うものとし、消毒検査及び精密検査については、申請を受け付けた植物防疫官又は登録検査機関が必要と認める場合に限り、立ち会うものとする。

4 区分別検査に立ち会う区分別検査申請者又はその代理人は、植物防疫官又は登録検査機関の指示に従い、検査対象植物等及びこれらを含む荷口の運搬、荷解、荷造り等並びに中古農業機械等の物品及びこれらを含む荷口の移動、操作、分解等の必要な作業を行うものとする。

(検査報告書の交付等)

第5 植物防疫官又は登録検査機関は、第4による区分別検査の結果、区分別検査に関する申請書に記載の番号が付された行ごとに、別表2に掲げる基準により、当該植物等が規程第6条第1項本文(規程第7条の規定により準用する場合を含む。)の規定による輸入国の要求に適合しているかの確認を行い、適合又は不適合の結果(以下「確認結果」という。)を検査報告書(植物防疫官にあつては様式第8号から第12号までの区分別検査に関する検査報告書のうち当該区分別検査に係るもの、登録検査機関にあつては登録等実施要領第3の1に基づき業務規程に定める様式による検査報告書であつて、電磁的記録を含む。以下同じ。)に記載する。

2 植物防疫官又は登録検査機関は、規程第6条第1項本文(規程第7条の規定により準用する場合を含む。)又は第2項に基づき、確認結果を記載した検査報告書を区分別検査申請者に対

し、原則として eMAFF を通じて交付するものとする。ただし、第 2 の 2 又は 3 により、区分別検査の申請が第 7 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と併せて行われる場合であって、NACCS 等により検査報告書に記載すべき事項の記録が行われている場合には、この交付を要しない。

- 3 登録検査機関は、前項により検査報告書の交付を行ったときは、遅滞なく、当該内容を eMAFF への入力等を通じて規則第 30 条第 3 項に基づき登録検査機関の登録申請書を提出した植物防疫所の植物防疫官に通知する。
- 4 登録検査機関は、前項による植物防疫官への通知に加え、当該区分別検査申請者が第 7 の 1 の輸出検査申請書の提出を予定する植物防疫所を確認した上で、交付した検査報告書の写しを eMAFF への入力等を通じて当該植物防疫所の植物防疫官に通知するものとする。
- 5 植物防疫官又は登録検査機関は、栽培地検査報告書、精密検査報告書又は消毒検査報告書の交付の際に、区分別検査申請者に対し、当該検査報告書に記載の輸入国の要求に適合している旨の確認を受けた植物等（以下「適合植物等」という。）について、当該検査報告書に記載の全ての数量等を第 7 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請の際に申請するか否かの意向を確認するものとする。
- 6 植物防疫官又は登録検査機関は、前項の確認により、区分別検査申請者から一部の数量等のみを申請するとの意向が示された場合であって、当該適合植物等が、区分別検査ごとに次に掲げるものに該当するときは、在庫数量票（様式第 13 号）を作成するよう指示するものとする。
 - (1) 栽培地検査 種苗類（種子、苗、球根等をいう。以下同じ。）
 - (2) 消毒検査 種苗類、木材、精米等の穀類及び赤玉土等の高度加工品
 - (3) 精密検査 種苗類

（検査報告書の交付を受けた植物等の取扱い及び検査報告書の取消し）

- 第 6 検査報告書の交付を受けた者若しくは当該検査報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、当該適合植物等の保管、輸送、加工等の過程において、当該適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫、加工場等における衛生管理、保管、こん包等の措置を行うものとする。
- 2 植物防疫官又は登録検査機関は、前項の措置が適切に行われなかったことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、第 5 の 2 の検査報告書の交付を取り消すものとする。
- 3 登録検査機関は、前項により検査報告書の交付を取り消した場合には、その旨を eMAFF への入力等を通じて植物検疫証明書の交付の申請等が行われる植物防疫所の植物防疫官に通知するものとする。
- 4 第 5 の 6 において、在庫数量票の作成の指示を受けた区分別検査申請者は、速やかに在庫数量票を作成の上、国内流通、供試等による数量等の変化を記録するものとする。なお、在庫数量票は、第 7 の 5 の (3) の再輸出をしようとする植物等の輸入後の保管の状況（保管場所や方法）及び申請時点における保管数量等を示す書類として用いることができるものとする。

（植物検疫証明書の交付の申請等）

- 第 7 法第 10 条第 3 項に基づく植物検疫証明書の交付を受けようとする者（以下「植物等輸出検

査申請者」という。)は、交付を希望する植物防疫所の植物防疫官に対し、輸出検査申請書(規則第12号様式((イ)又は(ハ)。植物等の再輸出の場合は(ロ)又は(ハ)))に、次に掲げる書類を添付し、原則としてNACCSを通じて提出するものとする。ただし、目視検査に関する検査報告書の交付を受けた適合植物等について植物検疫証明書の交付を受けようとする場合は、原則として、当該検査報告書の交付日から14日以内に輸出検査申請書及び添付書類を提出するものとする。

- (1) 輸入国が要求する検査内容に係る資料(植物防疫官が不要と判断した場合を除く。)
 - (2) 区分別検査に関する検査報告書の原本又はその写し(第5の2により交付された場合に限る。)
 - (3) 在庫数量票(第6の4により作成された場合に限る。)
- 2 植物防疫官は、目視検査に関する検査報告書の交付日から14日を超える植物等について植物検疫証明書の交付の申請があった場合であって、合理的な理由を認めないときは、当該目視検査に関する検査報告書の交付を取り消し、又は登録検査機関が交付を行った場合には当該登録検査機関に対し交付の取消しを指示するものとする。この場合において、植物等輸出検査申請者から再度、目視検査の申請がなされたときは、植物防疫官は第4により目視検査を実施するものとする。
- 3 植物防疫官は、1により提出された輸出検査申請書に添付された輸入国が要求する検査内容に係る資料の内容を踏まえ、次に掲げる場合に応じた確認を行うものとする。
- (1) 輸出検査申請書の提出に併せていずれの区分別検査の申請も行われていない場合は、区分別検査に関する検査報告書に記載されている内容が、輸入国が要求する検査内容を満たしていること。
 - (2) 第2の2又は3に基づいて消毒検査、精密検査又は目視検査に関する申請が輸出検査申請書の提出に併せて行われている場合は、これらの区分別検査の実施により、輸入国が要求する検査内容を満たすこと。なお、この場合は、第2、第4及び第5に基づき、申請の受付、区分別検査の実施、区分別検査に関する検査報告書の交付等を行うものとする。
- 4 植物防疫官は、前項の確認の結果、必要があると認めたときは、植物等輸出検査申請者に対し輸出検査申請書の修正を求めるものとする。
- 5 植物等の再輸出をしようとする植物等輸出検査申請者は、1に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。
- (1) 植物等の生産国で発行された法第6条第1項に基づく検査証明書の原本、その写し又は、これらの複写であって植物防疫官により原本と同一である旨の証明が行われたもの
 - (2) 法第9条第5項の証明として植物防疫官が交付した植物等検査合格証明書(規則第7号様式)の原本又はその写し(交付された場合に限る。)
 - (3) 当該植物等の輸入後の保管の状況(保管場所や方法)を示す書類及び申請時点における保管数量等を示す書類
- 6 1の輸出検査申請書(4により当該申請書の修正を求めた場合にあつては、適切に修正された申請書)及び必要な書類の提出を受けた植物防疫官は、NACCSで払い出された番号を当該輸出検査申請書の該当欄に付し、受付番号とする。

(植物検疫証明書の交付)

第8 植物防疫官は、第7の1により提出された輸出検査申請書及び添付書類を確認し、第7の3により記載事項に不備がないと認め、かつ、第7の3の(2)により消毒検査、精密検査又は目視検査を実施した場合にはこれらの検査を実施した植物等が別表2に掲げる全ての基準を満たすと認めるときは、法第10条第3項に基づき植物検疫証明書(規則第13号様式若しくは第13号の2様式又は輸入国が必要とする様式)を交付するものとする。

2 植物検疫証明書の記載内容及び交付に当たっての留意事項は、別表3に定めるところによるものとする。

(輸入国・地域からの不適合事例に係る通報の取扱い)

第9 輸入国から不適合事例に係る通報があった場合であって、それらが当該輸入国の要求に適合していないことが明らかなものについては、植物防疫課は必要に応じ、植物防疫所に通報内容を共有し、当該植物防疫所は通報に関する区分別検査を実施した登録検査機関に当該情報を共有するものとする。植物防疫所は登録検査機関、輸出者等から聴取等を行い、植物防疫課へ内容を報告するものとする。

附 則

(施行日)

第1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(物品に関する目視検査に関する経過措置)

第2 植物防疫所に目視検査を申請する場合であって、この要領の施行前に以下に掲げる証明書の交付を受けたときは、別表1の目視検査の7)による第5の目視検査に関する報告書又は第8の植物検疫証明書の交付を受けたことがある場合とみなす。

- (1) 「中古農林業機械の輸出検査実施要領」(令和元年7月11日付け元消安第1209号消費・安全局長通知)第8による証明書の交付を受けた者
- (2) ISPM32のAnnex Iにおいて例示される一定の規格に基づく高度な加工がなされた植物について、植物検疫証明書の交付を受けた者

別表 1 (第 4 関係)

区分別検査の方法

検査の方法	
区分	
栽培地検査	<p>1) 栽培地の見取り図等から、当該栽培地を満遍なく調査しうるルートの設定等を行う。</p> <p>2) 栽培地検査に関する申請書に記載されている植物を目視により検査する。この際、栽培地の地形、傾斜、風雨の状況等に鑑み、有害動植物の発生の可能性の高い地点が認められる場合には、当該地点を重点的に検査する。食害痕、萎縮、枯れ、軟腐、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる植物が認められた場合には、当該植物及び必要に応じて周辺の植物を詳細に検査し、輸入国が栽培地検査の対象とする有害動植物の確認を行う。また、必要に応じて寄生が疑われる植物の部位等采取・分離し、文献情報、植物検疫措置に関する国際基準（以下「ISPM」という。）等の国際基準、公表論文等に基づき同定を行う。</p> <p>3) 栽培地検査の対象となる有害動物が線虫類である場合には、寄生が疑われる部位に加え、当該株周辺の土壌又は培養資材を採取の上、2) の同定を行う。</p> <p>4) 上記に掲げるほか、トラップ調査、生果実調査等の輸入国が要求する措置がある場合には、それに従う。</p>
消毒検査	<p>1) 申請者が委託する消毒実施者（以下「消毒実施者」という。）に対し、消毒検査に関する申請書に記載された手法により消毒を行うように求める。</p> <p>2) 消毒実施者に過去に消毒検査を受けた実績がない場合には、当該実施者の行う消毒の開始時又は終了時に現場に立ち会い、以下の点を確認する。過去に実績のある場合には、立ち会いを必ずしも必要としない。</p> <p>① くん蒸処理については、消毒検査に関する申請書に記載された薬剤の漏洩が認められないこと。</p> <p>② 熱処理及び低温処理については、乾熱処理機、蒸熱処理機、低温庫等が適切に稼働していること。</p> <p>③ 薬剤散布、殺菌処理等については、消毒の開始時には、薬剤の粉衣、浸漬、散布等の処理を行うための準備工程が適切に行われていること。消毒の終了時には、消毒処理に使用した資材、消毒処理後の植物等の確認により、薬剤の粉衣、浸漬、散布等の処理が適切に行われたことが推定されること。</p> <p>3) 申請者又は消毒実施者に対し、消毒方法（くん蒸、熱処理、低温処理、薬剤処理等）、薬剤名、処理時間、処理温度、処理濃度（薬量）、消毒実施場所等の実施した消毒の内容を記録した書面を提出させ、記載内容の不備、消毒処理データ等の内容確認を行う。</p>

- 1) 精密検査に関する申請書に記載された手法により検査を実施する。
- 2) 栽培の用に供する植物について精密検査を実施する場合であって、輸入国が要求する数量が明確でない場合は、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を検査に供する。
 - ① 種子について栽培検定を実施する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、種子表面に変色、小黒点等の異常、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる種子を優先的に、当該数量から10%を抽出し、プロッター法等により、検査対象の糸状菌等の有無を確認する。
 - ② 球根、苗、苗木等について接種による診断を実施する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、食害痕、萎縮、枯れ、軟腐、病斑等の有害動植物による寄生が疑われるものを優先的に、10個体（目視による確認に供した数量が100個体未満の場合は、当該数量の10%を切り上げた整数）を各々指標植物に接種して病徴により検査対象の有害動植物を確認する。
 - ③ 球根、苗、苗木等について線虫検査を実施する場合には、線虫の性状等に応じ、次に掲げる手法により分離作業を実施する。
 - ア) 植物体に付随する培養資材から線虫を分離する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、線虫の寄生が疑われる培養資材を中心に10%を抽出し、フェンウィック法、ふるい分け法等により検査対象の線虫の有無を確認する。
 - イ) 植物体の地下部等から線虫を分離する場合には、規程第4条第1項第3号に掲げる数量を目視により確認し、地下部等に変色が見られる植物体を中心に10%を抽出し、当該部分を採用し、ベールマン法等により検査対象の線虫の有無を確認する。
- 3) 栽培の用に供しない植物について精密検査を実施する場合であって、輸入国が要求する数量が明確でない場合は、規程第4条第1項第4号の目視検査に掲げる数量から、食害痕、萎縮、枯れ、軟腐、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる植物を優先的に、当該数量の30%を抽出し、葉がある場合は1葉を、葉がない場合は植物体の一部を各個体から採取し、PCR法、ELISA法、分離、培養等により検査対象の有害動植物を確認する。
- 5) 特殊容器に封入された植物及びその部分（種子を除く）であって栽培の用に供するものに精密検査を実施する場合であって、輸入国が要求する数量が明確でない場合は、規程第4条第1項第4号の目視検査に掲げる数量を目視により確認し、植物体の一部を採取し、PCR等の検査に供し、検査対象の有害動植物を確認する。

精密検査

- 1) 検査は十分な明るさを確保した上で、他の荷口と混ざらないよう配慮の上実施する。なお、集荷地で検査を実施する場合、安全に検査ができるよう、申請者又はその代理人に対し指示をすることとする。
- 2) 目視検査に関する申請書に記載された梱数、数量、表示等が、申請荷口と同一であることを確認する。
- 3) 輸入国が要求する内容が明確な場合にはそれに従い、明確でない場合には、規程第4条第1項第4号に掲げる数量について、有害動植物や土の付着及び植物残さの混入の有無を目視により検査する。同号に掲げる数量の抽出に当たっては、検査荷口の数量が小さく、かつ、全体を目視できる場合には、有害動植物、土等の付着が疑われるものを優先して抽出する。有害動植物を確認し、又は有害動植物の寄生が疑われる植物を確認した場合には、文献情報、国際基準、公表論文等に基づき同定を行う。
- 4) 再輸出の申請がなされた植物等については、3)の確認に加え、保管場所、方法、状況等から鑑みて輸入後の保管が適切に行われているかについて検査する。
- 5) 検査は輸出時の荷姿の状態で行う。ただし、ペレットシード（コーティングシード）、マットシード、ロープシード、缶詰種子、缶詰球根及び缶詰サボテン並びにこれらに準ずる加工品については、コーティング等の加工や缶詰前の状態のものを検査に用いることができるものとする。また、加工や缶詰前の状態のものを検査に用いる場合、現物の外装確認（輸出される荷姿の確認）を行うこととする。
- 6) 5)に掲げるコーティングや缶詰のような加工が施されている植物等については、必要に応じ、抽出した数量の一部又は全部について、コーティングの剥離や開披などを行うことができる。申請者又はその代理人は、植物防疫官又は登録検査機関の指示に従い、これらの作業を行うものとする。
- 7) 物品に関する目視検査であって、申請者が過去に物品に関し第5の目視検査に関する報告書又は第8の植物検査証明書交付を受けたことがある場合には、情報通信機器によるリアルタイムの映像送信及び双方方向の通話が可能な情報通信手段により検査を実施することを可能とするものとする。
- 8) 物品のうち、きのこ類であって小売り容器に密閉されたもの、海藻類及び一定の規格（※）に基づく高度な加工がなされたもの、については、3)の抽出による検査を必要としない。この際には、目視に加え、必要に応じ、加工の程度をこん包の表示や関係書類等の確認又は同種の物品であって輸出又は再輸出の申請を行わないものの確認により検査する。
- (※) ISPM32のAnnex Iにおいて例示されるような、有害動植物の付着の可能性を生じさせない加工法
- 9) 8)に掲げるもの及び中古農業機械以外の物品の検査の数量については、規程別表第2の15に掲げる検査の数量を準用する。

目視検査

別表2（第5関係）

区分別検査の適合の基準

区分	適合の基準
栽培地検査	<p>次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合</p> <p>ア 栽培地及びその周辺において、輸入国が栽培地検査の対象とする有害動植物の発生状況等が、輸入国の要求を満たすこと。</p> <p>イ 輸入国の要求事項により、トラップ調査等の調査及びその他の措置を実施した場合、当該調査結果及び措置内容が、輸入国の要求を満たすこと。</p>
消毒検査	<p>1) 輸入国の要求が明確な場合には、輸入国が指定する処理が適切に行われたと認められる場合</p> <p>2) 輸入国の要求が明確でない場合には、実施された処理が適切に行われたと認められる場合</p>
精密検査	<p>輸入国が指定する有害動植物が確認されないと認められる場合</p>
目視検査	<p>次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合</p> <p>ア 輸入国が指定する有害動植物が確認されないこと。</p> <p>イ 輸入国が輸入を禁止している土、植物、容器包装等が混入していないこと。</p>
目視検査（再輸出用）	<p>次に掲げる要件を全て満たすものと認められる場合</p> <p>ア 輸入国が指定する有害動植物が確認されないこと。</p> <p>イ 輸入国が輸入を禁止している土、植物、容器包装等が混入していないこと。</p> <p>ウ 保管場所、方法、状況等から鑑みて、輸入後、目視検査の申請時までの間、衛生状態が維持されていること。</p>

別表 3 (第 8 関係)

植物検疫証明書の記載内容等

対象様式	項目	記載内容
PHYTOSANITARY CERTIFICATE 及び PHYTOSANITARY CERTIFICATE FOR RE-EXPORT に適用 (規則第 27 条に基 づく第 13 号様式及 び第 13 条の 2 様 式)	No.	統計・担当所コード+業務コード+7桁の任意番号を記載する。 (例) 横浜植物防疫所 (000) 輸出検疫担当における123番日の受付番号 000-91-0000123
	TO : PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF	検査申請書の輸入国名を記載する。
	Name and address of exporter	検査申請書の荷送人の氏名と住所を記載する。
	Declared name and address of consignee	検査申請書の荷受人の氏名と住所を記載する。
	Number and description of packages	輸出する植物の全梱数を記載する。 輸入国がコンテナ数を要求する場合は、当欄に記載する。
	Distinguishing marks	検査申請書の記号及び番号を記載する。輸入国がコンテナ番号の記載を要求する場合は、当欄に記載する。
	Place of origin	日本産の場合は、植物等が生産された場所又は保管されていた場所の都道府県名を記載する (都道府県名が不明の場合は日本と記載)。日本産以外の場合は、その原産国名を記載する。
	Declared means of conveyance	海上輸送、航空輸送、郵便、携帯等の輸送方法を記載する。 (例 : SHIP CARGO, AIR CARGO, MAIL, BAGGAGEなど) 必要に応じて、船名や航空機名等を記してもよい。
	Declared point of entry	検査申請書の陸揚港名を記載する。ただし、郵便の場合は輸入国名を記載する。

	<p>Name of produce and quantity declared</p>	<p>具体的な品目名（栽種用植物、種子、果実などの分類を含む）と数量を記載する。 品目数が多く、当欄に記載しきれない場合は、包括名称を記載した上で、「DETAILS AS PER ATTACHED SHEET」と記載し、アタッチシート（様式第14号）を添付する。 （包括名称例：VEGETABLE SEED, FLOWER SEED, LIVING PLANT, BONSAI TREE, FRESH VEGETABLE, FRESH FRUIT, SCION 等）</p>
<p>PHYTOSANITARY CERTIFICATE FOR RE-EXPORT （規則第 27 条に基</p>	<p>This is to certify... Japan from ____ covered by Phytosanitary Certificate No. ____.</p>	<p>属又は種レベルの学名を記載する。 未記載の場合は「NOT APPLICABLE」又は「N/A」と記載する。 輸入国の要求に基づき追加記載する。追記がない場合は、「XXXX」と記載する。 輸入許可証の番号を記載する場合は、当欄に「Permit No.」及び当該番号を記載する。 植物検疫証明書記載項目のうち、アタッチシートを使用して証明して証明する場合を除き、該当欄内に全ての内容を記載することできない場合は、当欄に記載する。記載の末行の下に「XXXX」と記載する。</p>
<p>DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT</p>	<p>輸入国の要求に基づき、当該植物に消毒等が実施された場合は、その内容を記載する。 消毒が実施されない場合は、各欄に「XXX」と記載する。</p>	<p>発行所名を記載する。 （例） 本所の場合：YOKOHAMA PLANT PROTECTION STATION (YOKOHAMA). JAPAN 支所の場合：NAGOYA PLANT PROTECTION STATION (SHIMIZU). JAPAN 出張所の場合：KOBE PLANT PROTECTION STATION (MATSUYAMA). JAPAN</p>
<p>Name of authorized officer</p>	<p>署名者名を記載する。</p>	<p>発給年月日を記載する。</p>

<p>づく第13号の2様式)のみに適用</p>	<p>Original <input type="checkbox"/>, certified true copy <input type="checkbox"/>, packed <input type="checkbox"/>, repacked <input type="checkbox"/>, original <input type="checkbox"/>, new <input type="checkbox"/>, original phytosanitary certificate <input type="checkbox"/>, additional inspection <input type="checkbox"/></p>	<p>原産国の検査証明書の正副、再梱包の有無、追加検査の有無等について記載する。</p>
-------------------------	--	--

植物検疫証明書の交付に当たっての留意事項

1. 植物検疫証明書の用紙は、偽造及び改ざん防止のため、特殊用紙を使用するものとする。
2. 植物検疫証明書の様式中の印は、スタンプ方式により証明書を発行する都度押印するものとする。
3. アタッチシートの署名は、植物検疫証明書と同一の署名者が署名する。

栽培地検査申請書

申請年月日

植物防疫所（ 支所又は 出張所）の植物防疫官

以下のとおり栽培地検査を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）

番号	栽培者氏名	栽培面積(a)	栽培数(本・株)	栽培地住所(地番まで)
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考(輸入国の要求事項等)
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書に記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する栽培地検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 番号、ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、栽培されている品種が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン(－)を記載すること。また、同一の検査を行うことにより、複数の輸入国の要求事項を満たすことができる場合は、同じ行に複数の輸入国を記載できる。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名(和名又は学名)を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、輸出時の形態(苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物等)を記載すること。
- 7 備考欄には、栽培地検査に参考となる情報(輸入国の要求事項等)を記載すること。
- 8 畦畔、道路、ハウス、柵、ネット等で区画された区画内を1ほ場とし、各ほ場に番号を割り振ること。
- 9 番号が割り振られたほ場の位置を図示した資料及び各ほ場の植栽状況を示す資料(見取り図等)を添付すること。
- 10 検査期間中に、植生又は栽培状況の変更が生じた場合には遅滞なく、申請書の検査対象植物等欄に変更内容を記載の上、植物防疫所へ提出すること。

申請者住所

申請者氏名

消毒検査申請書

申請年月日

植物防疫所（ 支所又は 出張所）の植物防疫官

以下のとおり消毒検査を申請します。

検査対象植物等（その 1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その 2）（植物防疫官の立会い 有 無）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	消毒方法（薬剤名）	消毒（予定・実施）場所
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考（消毒情報及び輸入国の要求事項等）
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書の記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する消毒検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、ロット番号・品種名が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン（-）を記載すること。また、同一の検査を行うことにより、複数の輸入国の要求事項を満たすことができる場合は、同じ行に複数の輸入国を記載できる。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、輸出時の形態（苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物、木材等）を記載すること。
- 7 数量欄には、受検する数量及びその単位（個、kg、㎡等）を記載すること。
- 8 植物防疫官が消毒処理に立会う場合は、備考欄に実施予定の消毒方法の情報（有効成分名、有効成分濃度、処理時間、処理温度等）を記載し、消毒処理後、必要に応じて消毒内容を定量的に示すデータを添付するとともに、消毒処理の情報を修正する必要がある場合は申請書を修正すること。
- 9 消毒実施者が過去に消毒検査を受けた実績があり、植物防疫官の消毒処理の立会いを要しない場合は、備考欄に実施済みの消毒処理の情報（消毒実施者・消毒実施日・処理時間・温度・濃度等）を記載し、必要に応じて実施した消毒内容を定量的に示すデータを添付すること。

申請者住所

申請者氏名

精密検査申請書

申請年月日

植物防疫所（ 支所又は 出張所）の植物防疫官

以下のとおり精密検査を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	検査方法	検査対象有害動植物
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考（輸入国の要求事項等）
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書の記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する精密検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、ロット番号・品種名が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン（-）を記載すること。また、同一の検査を行うことにより、複数の輸入国の要求事項を満たすことができる場合は、同じ行に複数の輸入国を記載できる。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、輸出時の形態（苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物、木材等）を記載すること。
- 7 数量欄には、受検する数量及びその単位（個、kg、本等）を記載すること。ただし、種子の場合は、数量欄に重量及び粒数を記載すること。
- 8 備考欄には、精密検査に参考となる情報（輸入国の要求事項等）を記載すること。

申請者住所
申請者氏名

目視検査申請書

申請年月日 植物防疫所（ 支所又は 出張所）の植物防疫官

以下のとおり目視検査を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	梱数	梱包表示
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考（輸入国の要求事項等）
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書の記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する目視検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、ロット番号・品種名が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン（-）を記載すること。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物、木材等を記載し、必要に応じて、植物の部位（地上部、地下部）、加工状態（粉末、細断等）等を記載すること。
- 7 数量欄には、受検する数量及びその単位（個、kg、m等）を記載すること。
- 8 備考欄には、目視検査の参考となる情報を記載すること。
- 9 物品の場合は、種類・名称欄には、品目（トラクター、海苔、赤土等）を記載するとともに、申請者が過去に物品に関し目視検査報告書又は植物検疫証明書の交付実績があり、情報通信機器を用いた検査を希望する場合は、備考欄にリモート検査希望と記載すること。
- 10 中古農業機械については、ロット番号・品種名欄に該当する9桁の輸出統計品目番号（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年6月30日大蔵省告示第94号）に規定するもの）を記入すること。

申請者住所

申請者氏名

目視検査申請書（再輸出）

申請年月日

植物防疫所（ 支所又は 出張所）の植物防疫官

以下のとおり目視検査（再輸出）を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）（再梱包 有 無 容器包装の変更 有 無）

番号	産地（国名）	数量	梱数	梱包表示
01				
02				
03				
04				
05				

番号	備考（輸入国の要求事項等）
01	
02	
03	
04	
05	

記載に当たっての留意事項

- 1 検査は申請書の記載の内容に従って行うことから、過不足なく記載すること。
- 2 輸入国が要求する再輸出における目視検査の内容を確認し、必要に応じ、詳細が分かる資料を添付すること。
- 3 申請書は、申請者ごとに作成すること。
- 4 ロット番号・品種名及び輸入国ごとに行を分けて記載すること。ただし、ロット番号・品種名が複数ある場合であっても種類・名称ごとに受検を希望する場合は、種類・名称ごとに行を分けて記載し、ロット番号・品種名欄にハイフン（-）を記載すること。
- 5 種類・名称欄には、検査対象植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 6 形態・用途欄には、苗、植木、盆栽、球根、種子、切り花、生果実、生野菜、食用種子、乾燥植物、木材等を記載し、必要に応じて、植物の部位（地上部、地下部）、加工状態（粉末、細断等）等を記載すること。
- 7 数量欄には、受検する数量及びその単位（個、kg、m等）を記載すること。
- 8 備考欄には、目視検査の参考となる情報を記載すること。
- 9 物品の場合は、種類・名称欄には、品目（海苔、赤玉土等）を記載するとともに、申請者が過去に物品に関し目視検査報告書又は植物検疫証明書の交付実績があり、情報通信機器を用いた検査を希望する場合は、備考欄にリモート検査希望と記載すること。

申請者住所

申請者氏名

様式第6号

氏 名

年度輸出（植物名）栽培地検査補助員を委嘱する。

年 月 日

植物防疫所長名

栽培地検査報告書

申請番号
 申請年月日

殿

以下のとおり栽培地検査の結果を報告する。
 なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送、加工等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫、加工場等における衛生管理、保管、こん包等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われなかったことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）

番号	栽培者氏名	栽培面積(a)	栽培数(本・株)	栽培地住所(地番まで)
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	検査結果詳細
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日
 交付所名

消毒検査報告書

申請番号
 申請年月日

殿

以下のとおり消毒検査の結果を報告する。
 なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送、加工等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫、加工場等における衛生管理、保管、こん包等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われないことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）（植物防疫官の立会い 有 無）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	消毒方法（薬剤名）	消毒（予定・実施）場所
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	消毒実施者・消毒実施日・処理時間・温度・有効成分名・有効成分濃度等
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日
 交付所名

精密検査報告書

申請番号
 申請年月日

殿

以下のとおり精密検査の結果を報告する。
 なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送、加工等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫、加工場等における衛生管理、保管、こん包等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われないことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	検査方法	検査対象有害動植物
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	検査結果詳細
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日
 交付所名

目視検査報告書

申請番号
 申請年月日

殿

以下のとおり目視検査の結果を報告する。
 なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫等における衛生管理、保管等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われないうことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）

番号	産地（国名・都道府県名）	数量	梱数	梱包表示
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	検査結果詳細
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日
 交付所名

目視検査報告書（再輸出）

申請番号
 申請年月日

殿

以下のとおり目視検査（再輸出）の結果を報告する。
 なお、この報告書の交付を受けた者若しくはこの報告書の譲渡を受けた者又はこれらの代理人であって現に適合植物等を所有又は管理している者は、適合植物等の保管、輸送等の過程において、適合植物等に有害動植物や土等が付着しないよう、倉庫等における衛生管理、保管等の措置を行うものとし、この措置が適切に行われなかったことにより、有害動植物や土等が付着するおそれがあると認める場合には、植物防疫官はこの報告書の交付を取り消すものとする。

検査対象植物等（その1）

番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01				
02				
03				
04				
05				

検査対象植物等（その2）（再梱包 有 無 容器包装の変更 有 無）

番号	産地（国名）	数量	梱数	梱包表示
01				
02				
03				
04				
05				

番号	検査結果	検査結果詳細
01		
02		
03		
04		
05		

備考

交付年月日
 交付所名

在庫数量票

作成年月日	
種類・名称	
形態・用途	
ロット番号・品種名	
産地（国名・都道府県名）	
検査区分 （栽培地・消毒・精密・再輸出）	
同一ロット輸出実績の有無	
検査報告書情報	
保管場所	
保管状況	
管理者氏名	
現在の保管数量	
輸出検査数量※	
輸出検査後の保管数量※	
備考	
申請番号※	
植物防疫所確認日☆	

記載に当たっての留意事項

- 1 種類・名称欄には、在庫を管理する植物等の植物名（和名又は学名）を記載すること。
- 2 産地（国名・都道府県名）の欄には、日本産の場合は都道府県名、海外産の場合は生産国で発行された検査証明書に記載された国・地域名を記載すること。
- 3 検査報告書情報の欄には、輸入検査における植物等検査合格証明書、各区分別検査報告書の番号（申請番号－番号）を記載すること。
- 4 保管場所欄には、保管場所の住所（地番まで）を記載すること。
- 5 内販又は転売で数量が減った場合には、備考欄にその推移を記載すること。
- 6 ※ 輸出検査予定数量、輸出検査後の保管数量、申請番号については、植物検疫証明書の交付の申請時に記載すること。
- 7 ☆ 植物防疫所記入欄

様式第 14 号

PLANT PROTECTION SERVICE
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES
JAPANESE GOVERNMENT

Attached sheet

No. _____



Place of issue _____ PLANT PROTECTION STATION, (_____) , JAPAN

Name of authorized officer _____

Date _____

(Signature)